

平成26年12月

篠栗町議会第4回定例会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：12月11日(木)～19日(金) 9日間)

会期	月	日	曜		開議時刻	摘 要
第1日	12	11	木	本 会 議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・陳情の報告 ・議案等の委員会付託
第2日	12	12	金	考 案 日		
第3日	12	13	土	休 会		閉 庁
第4日	12	14	日	休 会		閉 庁
第5日	12	15	月	本 会 議	午前10時	・一般質問
第6日	12	16	火	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第7日	12	17	水	予算特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第8日	12	18	木	予 備 日		
第9日	12	19	金	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・各付託案件委員長報告 ・採決 ・所管事務の閉会中の継続調査の件
						閉 会

平成26年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

平成26年12月11日(木) 午前10時開議

第1, 会議録署名議員の指名 5番 , 6番

第2, 会期の決定の件

第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑

第4, 陳情の報告について

第5, 議案等の委員会付託について

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
66	篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
67	篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
68	篠栗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
69	篠栗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
70	篠栗町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
71	篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
72	篠栗町自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
73	篠栗町道路占用及び使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
74	指定管理者の指定について	文教厚生 常任委員会
75	平成26年度篠栗町一般会計補正予算(第6号)について	予算 特別委員会
76	平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について	予算 特別委員会
77	平成26年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第3号)について	予算 特別委員会

陳情文書表

陳情 番号	受 理 年 月 日	件名・要旨・陳情者	付託委員会
1	平 成 26 年 11 月 28 日	祝日に各家庭に国旗の掲揚を求める陳情書 陳情の要旨： 陳情書添付につき省略 陳情者の住所及び氏名： (住所)糟屋郡篠栗町篠栗1732 (氏名)平井 滋伸	総務建設 常任委員会

平成26年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

平成26年12月15日(月) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質 問 者	
1.	1 番	村瀬 敬太郎	議 員
2.	4 番	横山 久義	議 員
3.	10番	阿高 紀幸	議 員
4.	5 番	大楠 英志	議 員
5.	12番	荒牧 泰範	議 員
6.	8 番	松田 國守	議 員
7.	9 番	今泉 正敏	議 員

平成26年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

平成26年12月19日(金)午前10時開議

- 第1, 議案第66号 篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第2, 議案第67号 篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第3, 議案第68号 篠栗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第4, 議案第69号 篠栗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第5, 議案第70号 篠栗町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第6, 議案第71号 篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第7, 議案第72号 篠栗町自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第8, 議案第73号 篠栗町道路占用及び使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第9, 議案第74号 指定管理者の指定について
 - 第10, 議案第75号 平成26年度篠栗町一般会計補正予算(第6号)について
 - 第11, 議案第76号 平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について
 - 第12, 議案第77号 平成26年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第3号)について
 - 第13, 陳情1号 祝日に各家庭に国旗の掲揚を求める陳情
- 追加日程第1, 発議第4号 祝日に各家庭で国旗の掲揚を求める決議

第14, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

平成26年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月11日(開会)

平成26年 第4回 定例会 会議録

日時 平成26年12月11日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長谷 武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三浦 正	副 町 長	城戸 清壽
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大塚 哲雄
財 政 課 長	立花 博友	会 計 課 長	城戸 安行
まちづくり課長	松田 秀幹	税 務 課 長	吉村 英治
住 民 課 長	村嶋 茂則	健 康 課 長	黒瀬 英三
福祉環境課長	安河内 正邦	こども育成課長	井上 伸一
栗の子保育園長	萩尾 一男	産業観光課長	三明 祐治
都市整備課長	藤 博文	上下水道課長	石内 清之
学校教育課長	佐伯 和久	社会教育課長	阿部 正博

出席した議会事務局職員

局 長	清原 眞也	次 長	松岡 秀策
主 事	高濱 守央		

開会 午前 10時00分

○議長（今泉 正敏） おはようございます。

本日は全員出席で開議は成立いたします。

ただいまから平成26年第4回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

それではこれより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、5番、大楠英志議員、6番、草場謙次議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日から12月19日までの9日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月19日までの9日間に決定いたしました。

日程第3、議案の上程をいたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第66号から議案第77号までの計12議案と陳情1件でございます。

それでは、議案第66号から議案第77号までを一括議題といたします。

町長提出議案について一括して提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

本日、平成26年第4回の定例会を招集いたしましたところ、公私とも御多忙の中、御出席賜りまことにありがとうございました。

提案理由を御説明する前に少しお時間をいただきまして、第3回定例会以降の諸情勢について御報告申し上げます。

まず、投票日を12月14日に控えました第47回衆議院総選挙でございます。

アベノミクスのこれまでの成果と消費税10%への引き上げ後送りの是非を問う選挙であり、今まさに終盤戦となってまいりました。

この本議会場でのやりとりは篠栗町ホームページ上で見ることができることから、あえてこの場で申し上げます。

選挙権は憲法第3章 国民の権利及び義務第15条にうたわれているとおり、成年者、つまり、20歳以上の国民の有する権利であります。町民の皆様はぜひ投票に行ってくださいようお願いいたします。

去る11月19日に、毎年恒例の全国町村長大会が、渋谷のNHKホールで開催されました。

この大会では、毎年、地方自治の発展に向けた決議を採択し、国に対して要望活動を展開しております。本年度も決議の冒頭において例年どおり、町村の多くは農山漁村地域にあり、文化、伝統の継承はもとより、食料の供給、水源涵養、自然環境の保全と国民生活にとって極めて大きな役割を果たしてきた。

このように、国民共有のかけがえのない財産であり、日本人の心のふるさとである農山漁村を次世代に引き継いでいくことが我々の責務である。

我々町村長は、相互の連携を一層強固なものとするとともに、直面する困難な課題に積極果敢に取り組み、地域特性や資源を生かした施策を展開しながら、豊かな住民生活と個性あふれる多様な地域づくりに邁進する決意であるとし、地方分権改革を強力に推進すること、歳出特別枠を堅持するとともに、交付税率を引き上げ、地方交付税等の一般財源総額を確保すること。都市と農山漁村の共生社会を実現することなど9項目の決議をいたしました。

また同時に、地方創生の推進に関して、「安倍内閣は地方創成を内政の最重要課題に掲げ、政府一丸となって、人口減少の克服と地域の活性化に向けた対策を講じることとしている。この地方創生の取り組みは、少子高齢化や、人口流出など極めて厳しい状況にある町村にとって新たな展望を開くものとして、共感・期待できる政策展開である。もとより我々町村長はみずからが知恵を絞り、人口動態を含む地域の分析を行い、取り組むべき施策とその具体的な実行策を企画立案し、議会、住民と一体となって、これを実践していく決意である」として、

1、地方創生に係るまちづくりを財政的制度的に支援すること。

2、包括的な交付金を創設するとともに、地方創成枠を計上して地方交付税を充実すること。

3、効果の検証に当たっては全国一律の基準ではなく、地域の特性を十分考慮すること、の3項目を決議いたしました。

安倍内閣総理大臣からは、衆議院総選挙前ということもあり、「元気で豊かな地方の創生は、安倍内閣の最重要課題である。今後、長期ビジョン及び総合戦略を取りまとめることとしているが、知恵は現場にある、創意工夫を凝らして成果を上げ

ている自治体や、困難な状況を打開しようとして努力している現場に自分たちがど
んどん足を運び、地方の声に徹底して耳を傾けていく。国主導のやり方ではなく、
地域の発想や創意工夫を生かし、個性と魅力あふれる取り組みを国がしっかりと後
押しをする」と、全国の町村にエールを送るべく力強く宣言されました。

高市総務大臣からは、「活力ある地域づくりに取り組むために、省庁の壁を取り
払い、財務省と連携して、総務省の地域の元気プラットフォームという全地方自治体
とともに運営している仕組みと経済産業省の所管であるJETRO（ジェトロ）と
中小企業基盤整備機構等をつなぐこととした。また、ローカル一番プロジェクトや
分散型エネルギープロジェクトといった地域の雇用を生み出す施策も活用いただき
たい」とのお言葉をいただきました。

地方創生担当の石破大臣からは、「今までも列島改造、田園都市構想、ふるさと
創生とさまざまな取り組みがあった。今度の地方創生はもう後がないという危機感
とそれに対し、国と地方が一体となって取り組もうという連帯感、以上の点で今ま
でとの取り組みとは違うものだと思っている。政府は、できることは最大限のこと
をさせていただく。どうかともに、この国を、山を、川を、そして海を次の時代に
残すために手を携えて取り組んでいただくよう心からお願いする」と話されました。

11月21日の衆議院解散直前に、まち・ひと・しごと創生法案が成立し、いよ
いよ地方創生の新たな動きがスタートし、年明けからさまざまな動きが出ると想定
されます。

篠栗町でも早速まち・ひと・しごと創生法案第10条に掲げてある、市町村ま
ち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に向けて検討に入りました。

法律には定めるよう努めることとうたっていますが、私は、必ず策定しなけれ
ばならない必須の事項であると考えております。

総理大臣の言葉にもありましたように、創意工夫を凝らして成果を上げている自
治体や困難な状況打開しようとして努力している現場に、国は手を差し伸べようと
しているわけでありまして、決して全国町村長大会で決議したように、全国の町村に等
しく手を差し伸べてくれるわけではありません。そのためにも、今後は、地域の町
村に先駆けて、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を初め、バイオマス産業都
市構想の可能性など、さまざまな分野に取り組んでいかなければならないと考えま
す。

さて、私の3期目前半が経過いたしました。

2年前、都会の雰囲気、田舎の趣を持った篠栗の新しい個性の創造を目指して、

10項目の政策目標を掲げました。

1期目から継続して取り組んでいる地方公共団体の本旨である住民福祉の増進を図る目的としての子育て支援のさらなる充実、お年寄りとともに進める健康第一の福祉政策、環境・健康・観光の融合、校区ごとの地域共同体づくりの4項目と、3期目に新たに掲げました政策目標、駅前自由通路建設で利便性向上、都市計画マスタープランの見直し、環境農業関連企業の誘致、荒廃森林耕作放棄地対策、山間地域の住環境整備、バイオマス政策のさらなる推進の6項目であります。

これらの政策を4年間の中で計画的に実施、あるいは実施に向けた道筋をしっかりと立てていくことが重要であります。これらの諸項目については、平成26年度の終了時期であります平成27年第1回定例会におきまして、現在の進捗状況などを報告いたします。

地方創生が国の政策の大きな柱となった現在、持続可能な個性あるまちづくりの創造と継続は、地方自治体の大命題であります。篠栗町において、これからも、自分たちのまちのまちづくりは自分たちの手でという自治意識による行動とその結果の積み重ね、という自治の本旨を忘れず、住民の皆さんが主体性を持ってまちづくりに汗をかき、その行動と結果にみずから喜びを感じる意識の創造を柱として、今後もまちづくりを進めてまいりたいと考えます。それこそが、篠栗町における地方創成であると確信いたしております。議会におかれましても、今後とも、御協力を賜りますよう何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、提案理由の説明をいたします。

本定例会に提案しております議案は、議案第66号から議案第77号までの12議案であります。

議案第66号及び議案第67号の2議案は、長期にわたり据え置かれていた証明書発行手数料について、物価や人件費の上昇を勘案し、近隣自治体との均衡のとれた料金とするため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第66号は、篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。改正の内容は、納税証明書の交付手数料を現在の200円から300円に引き上げるものであります。

議案第67号は、篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。改正の内容は、印鑑証明書、住民票、課税証明書等の証明手数料をそれぞれ現在の200円から300円に引き上げるものであります。

議案第68号は、篠栗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正

する条例の制定についてであります。本議案は、母子及び寡婦福祉法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部が改正され、平成26年10月1日に施行されたことに伴い、関係規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。改正の内容は、引用先の法律名の変更であります。

議案第69号及び第70号の2議案は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部が改正され、平成26年10月1日に施行されたことに伴い、関係規定を整備するため、当該条例の一部を改正するものであります。

議案第69号は、篠栗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。改正の内容は、引用先の法律名の変更であります。

議案第70号は、篠栗町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。改正の内容は引用先の法律名の変更及び改正法と同様に、対象者を特定配偶者に明確化するものであります。

議案第71号は、篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本議案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第365号）が平成27年1月1日から施行されることに伴い、出産育児一時金の支給額を改める必要が生じたため、本条例の一部を改正するものであります。改正の内容は、出産育児一時金の基本額を39万円から40万4,000円に引き上げるものであります。

議案第72号は、篠栗町自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本議案は、立体駐車場の使用料について、公平かつ適正な受益者の負担を図るため及び駐車場の老朽化に伴う施設改修に備えるため、本条例の一部を改正するものであります。改正の内容は、無料の駐車時間を3時間から1時間に短縮するものであります。

議案第73号は、篠栗町道路占用及び使用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本議案は、道路占用等について、法令及び近隣自治体との均衡を図るため、本条例の一部を改正するものであります。改正の内容は道路占用料の改定、占用料の減免に係る要件の追加並びに占用料の還付及び罰則に係る新たな規定を定めたものであります。

議案第74号は、指定管理者の指定についてであります。本議案は、篠栗町総合保健福祉センターに係る指定管理について、大成有楽不動産株式会社を指定するた

め、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第75号は、平成26年度篠栗町一般会計補正予算第6号についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,024万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ96億5,544万9,000円とするものであります。歳入につきましては、県支出金97万6,000円、普通交付税5,927万2,000円を増額補正するものであります。

主な歳出につきましては、まず総務費におきまして、公共施設耐震診断調査委託料に1,823万1,000円、庁舎施設整備工事に177万5,000円、情報システムの変更委託料に470万円、ITインフラ管理費に149万4,000円を追加計上するものであります。

民生費におきましては、保育士等処遇改善臨時特例事業費に190万円、システムの変更委託料に48万6,000円、延長保育支援事業費、母子家庭支援費等の県費補助事業について、昨年の事業実績に伴い発生した補助金返還金に21万7,000円を追加計上するものであります。

教育費におきましては、運動公園のテニスコート整備工事に3,348万円を追加計上するものであります。

公債費におきましては、平成26年度償還金額の確定に伴い、499万5,000円の減額補正をするものであります。

次に、繰越明許費の補正につきましては、庁舎及び町民体育館の耐震診断調査業務並びに運動公園のテニス整備工事において、調査期間及び工事期間を来年度まで延長する必要があるため、繰越明許費の設定を行うものであります。

また、継続費の補正につきましては、新たに萩尾地区鉾立町有林の造林事業の実施に係る費用を上乗せし、2億398万4,000円に変更するものであります。

議案第76号は、平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算第5号についてであります。本議案は、本年4月以降大幅な増加を続けております高額療養費の補正により、歳入歳出それぞれ4,232万4,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ34億4,804万円とするものであります。

議案第77号は、平成26年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算第3号についてであります。本議案は、受益者負担金の増収及び公共汚水柵設置要望の増加に伴う補正により、第4条予算の収入に400万円を追加し、第4条予算の収入総額を3億1,021万8,000円、第4条予算の支出に400万円を追加し、

第4条予算の支出総額を4億570万1,000円とするものであります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（今泉 正敏） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑ございますか。

質疑なしと認め、質疑を終わります。

日程第4、陳情の報告をいたします。

陳情1件を受理しておりますので、事務局より報告させます。

清原事務局長。

○議会事務局長（清原 眞也） 報告いたします。

本議会に陳情1件の提出がありましたので、御報告をいたします。

陳情1号、受理年月日、平成26年11月28日、件名は祝日に各家庭に国旗の掲揚を求める陳情書。

陳情者の住所氏名、糟屋郡篠栗町篠栗1732 平井滋伸氏でございます。

なお、陳情の趣旨等につきましては、お手元に配付の資料のとおりでございますので、省略させていただきます。

以上で報告を終わります。

○議長（今泉 正敏） 日程第5、議案等の委員会付託についてを議題といたします。

議案第66号から議案第77号までの12議案と陳情1件を一括議題といたします。

お諮りします。

本日上程されました議案第66号から議案第74号までの9議案と陳情1件につきましては議案付託表及び陳情文書表のとおり、総務建設、文教厚生それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よってそのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第75号から議案第77号までの補正予算については議長を除く11人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よってそのように付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については、申し合わせにより、委員長は11番、後藤百合子議員、副委員長は8番、松田國守議員です。

最後に、規則1件、要綱1件については、所管の常任委員会にて報告を受けていただきたいと思います。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午前 10時23分

平成26年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月15日(一般質問)

平成26年 第4回 定例会 会議録

日時 平成26年12月15日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長谷 武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦 正	副町長	城戸 清壽
教育長	西邦 彰	総務課長	大塚 哲雄
財政課長	立花 博友	会計課長	城戸 安行
まちづくり課長	松田 秀幹	税務課長	吉村 英治
住民課長	村嶋 茂則	健康課長	黒瀬 英三
福祉環境課長	安河内 正邦	こども育成課長	井上 伸一
栗の子保育園長	萩尾 一男	産業観光課長	三明 祐治
都市整備課長	藤 博文	上下水道課長	石内 清之
学校教育課長	佐伯 和久	社会教育課長	阿部 正博

出席した議会事務局職員

局長	清原 眞也	次長	松岡 秀策
主事	高濱 守央		

開会 午前 10時00分

○議長(今泉 正敏) おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれますことを感謝申し上げます。

傍聴の際は、皆様へ配布しております一般質問通告書一覧、1ページの注意事項を熟読されまして、ご協力いただきますようお願いいたします。

日程第1、一般質問を行います。

質問者は7名でございます。

質問時間は申し合わせにより、答弁を除き1人30分以内といたします。

この際、議員の皆様には議事進行に際してのお願いを申し上げます。

本会議での議論が活発になることが大事であると考えますので、多少の発言のずれは認めたいと思います。ただし、リアルタイムでの配信を行っておりますので、質問議員も答弁者も言葉遣いには気をつけられるように求めます。

発言内容を精査して最終日に議長判断を報告させていただきます。

御協力をお願いいたします。

それでは順次、質問を許可いたします。

質問順位1番、村瀬敬太郎議員。

○議員(村瀬 敬太郎) おはようございます。

議席番号1番、村瀬敬太郎でございます。

今日は、学校施設の改修計画について、教育長にお尋ねをいたします。

我が町の学校では、教室木質化やエアコンの導入など、その学習環境の充実が図られており、改善の効果も期待されておるところでございますが、我が町の小中学校のトイレの床の清掃は、モップを使った拭き掃除がなされております。その床の仕様は、陶器質タイルで若干の吸水性があり、トイレの床材としては不適當なばかりか、2階以上の階では、防水がなされていないため、水を流して清掃すれば下の階に漏水します。また、十分に清掃することが容易ではないため、時に、悪臭が発生する状況もあり、不衛生と言わざるを得ません。

水を流して清掃するのであれば、防水工事が必要になりますし、これまで通りモップの清掃を続けるのであれば、床材を塩ビシートに変更するなど、状況を改善するには改修が必要ではないかと考えますが、どのように計画してありますでしょうか。

もう1つ、篠栗北中学校の1階床は、地盤の隆起により不具合が続き、その都度、改修がなされていましたが、その後、状況はいかがでしょうか。

以上2点についてお尋ね申し上げます。

○議長(今泉 正敏) はい。

それでは、只今の質問に対して答弁を求めます。

西教育長。

○教育長(西 邦彰) 小中学校の改修計画についてお答えいたします。

現在、本町では、教育設備等の環境改善の一つとして、教室の木質化に取り組んでいるところでございます。また、設備等の修理修繕につきましても、学校から不具合の報告があれば、迅速、適切に対応しているところでございます。

さて、お尋ねの町内小中学校のトイレの現状並びに清掃状況についてですが、議員の御指摘のとおり、トイレの床材に、陶器質タイルを使用している学校がございます。従前の学校におけるトイレ清掃と言えば、ウエット方式と申しまして、床面にホースやバケツを使って、水を大量に流して掃除する方法でございました。現在、町内の小中学校のトイレは、ドライ方式による設備に改修しております。このドライ方式では固く絞ったモップ等を使って、床面を掃除いたします。このドライ方式の良さは3点ほどあり、1点目が、乾燥しているために、雑菌の繁殖が抑えられること、2点目は、排水口がないために、臭いが軽減される事、3点目は、水が無いために滑りにくい事などが挙げられます。また、水を流さないために、節水効果も期待できるところでございます。しかし、臭いや汚れが気になる場合には、少量の水を流して掃除し、水を拭き取る対応をしております。

今回の漏水の原因を、業者と共に調査しましたところ、2階トイレの床に撒いた水の一部が、排水パイプとの隙間から伝わって僅かに漏れ、下の階のトイレの天井に染みている事が判明いたしました。現在、業者に修理見積もりを出させ、修理時期を検討しております。今後も、校内施設の定期的な点検と必要な箇所については、緊急修理を行い、快適な教育環境の整備に努めたいと思います。

次に、2つ目の御質問の篠栗北中学校の地盤の隆起対策についてお答えいたします。

篠栗北中学校の地盤は、水分を含むと膨張する粘土層で形成されているようでございます。平成24年度にこの事が原因と思われる社会体育館の1階フロアの大規模改修工事を実施しております。また、窓の建具や部分的な床の改修も随時行ってきました。篠栗北中学校の校舎につきましては、平成26年春に管理棟1階の

床の傾斜が学校から報告されました。そこで、緊急調査を実施し、特に、傾斜が大きかった事務室の緊急修繕を7月に実施いたしました。また、教室等につきましても、ことし8月に施行した、教室の木質化に合わせて、床の傾斜をなくすよう工事を終了いたしております。この他に床の傾斜が確認されました、職員室と技術科室につきましても、平成27年度に改修を計画しております。以上で調査した床の傾斜に係わる工事は終了いたしますが、今後も、篠栗北中学校の床の状態を、学校と共に注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(今泉 正敏) 再質問ございますか。

はい、村瀬議員。

○議員(村瀬 敬太郎) はい、篠栗北中学校の部分としては、その通りであろうかと思いますが、トイレの床のお答えで私が聞きたいのは、陶器質タイルが不適切なのではないかという事を1点お尋ねしておる訳でございます。

そのところの改修の計画、そのおつもりはないのかという事でございます。

その点は如何でしょうか。

○議長(今泉 正敏) はい、教育長。

○教育長(西 邦彰) お尋ねの陶器質タイルの改修計画につきましては、今後、各小中学校の実情を見まして、検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(今泉 正敏) よろしいですか、今の部分。

終わりますか。

はい。

それでは、次に参ります。

質問順位2番、横山久義議員。

○議員(横山 久義) おはようございます。

議席番号4番、横山でございます。

今回は、内容をクリーンパーク関係に絞って質問いたしますが、その前に、町長に申し上げておきたいと思っております。

過去に幾度か関連質問を行いましたが、町長は施設組合の立場で、答弁されることが多かったように思います。私は、この場で組合長に質問するつもりはありません。ですから、あくまでも地元の町長としての答弁をお願いいたします。

それでは早速質問に入ります。

次は、R D F 施設からの臭気についてお尋ねします。

9月26日夕方、協議会が施設組合事務所で開催されたようですが、その際、メンバーの方が駐車場に着いた時に、施設からの耐えがたい臭気の洗礼を受けたと聞き及んでおります。尾仲区の選出されたメンバーは「腐った臭いではなく、漬物のようなすっぱい臭いがした。」と協議会で具体的に発言されておられます。事務局は当日説明を求められたが回答できず、次の協議会でこのような説明を行ったとのことであり、「原因を調査中で、すぐに改善できることはないが、早急に対処する方法をとりたい。1億5,000万ほどかけて行ったイオンスクラバーの性能が出ていないことを業者に申し入れ、現在、改善工事を行い12月中には終わる予定。機械を改良すればとれるかもしれない、ただ絶対とれるとは言えない。臭いがとれるとの触れ込みで入れた機械で、まだ性能が出ていない。」などと説明されたようです。

つまり、5,6年前に改修工事を行っても、今年の7月にダクト増設工事を行っても成果が出ていないのが実情なのは明白です。今後、乾燥に用いる燃料を灯油から天然ガスに切り替える対策を講じられるようですが、確かに燃料費の抑制効果はあるにせよ、臭気対策と呼べるほどのことではないと私は思っております。和歌山県内のあるR D F 処理施設のように臭気の漏れを防ぐことが出来ず、施設の稼働を休止したケースもあります。ですから、臭気の問題は深刻な問題であり、臭気が止められない現段階で、稼働延長を議論することは無責任過ぎと考えます。臭気対策についてどのように考えてあるのか、また、どうしても改善できない場合の対応について、地元の町長として、どのような考えをお持ちなのかをはっきりと示していただきたいと思っております。

最後に、R D F 処理施設の維持管理費についてお尋ねをいたします。

平成20年9月議会において、町長はクリーンパークの今後について「稼働5年後を目処に次期処理施設の検討をすることになっています。糟屋5町ブロック幹事会において、新しい清掃施設の視察を行い、建設費・ランニングコスト等の比較協

議や検討を始めているところです。」と答弁され、前回の9月議会でも「個別の検討は当然やっている」と答弁されておられますので、次の事項について質問させていただきます。

一つ目の質問ですが、会計検査院が全国のRDF施設50カ所を調査し、ごみを焼却処理する費用に比べRDF方式は、ごみ1トン当たり1.5倍の経費を要していると指摘しております。

そこで、クリーンパークについては、維持管理費がどのようになっているのかをお尋ねをいたします。平成15年度と平成25年度の経費を比較してお答えをいただきたいと思います。因に経費が跳ね上がっております、ごみを乾燥させるための灯油代と、大牟田の発電所での処理費用について申し上げますと、灯油は15年度税込みで1リットル当たり32.4円だったものが、25年度では84.3円になっております。これに年間使用料を掛けますと、年間約1億6,340万円経費が増加したことになります。同じように、発電所での処理費用を計算しますと、15年度1トン当たり税込みで5,250円だったものが25年度では1万2,075円に年間の処理量を掛けると年間約1億7,060万円経費が嵩み、灯油代と処理費用の高騰分だけで年間3億3,400万円、維持管理費が増加していることを申し上げます。

次は燃料方式と比較した維持管理費の多寡についてお答えください。

次は、次期処理施設を検討した結果、どの方式を採用するつもりなのか、その中に、RDF方式は入っているのかどうかを教えてください。

以上で私の最初の質問は終わりますが、ごみ行政の重要性に鑑み、篠栗町民の代表としての立場で答弁をお願いいたします。

○議長(今泉 正敏) はい。

それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長(三浦 正) おはようございます。

横山議員から、「クリーンパークわかすぎの稼働延長に対する懸念と課題について」という御質問をいただきました。

福岡県が、大牟田リサイクル発電所の稼働5年延長を表明し、県内RDF搬入自治体一部事務組合において、関係機関と十分協議の上、5年延長に賛成した経緯を踏まえ、稼働延長するに当たって課題と思われる事項について御確認されている御質問であると解釈しております。ただ、御質問について冒頭お断りがありましたが、

町長として答えられる範囲で答弁願いたいというお話でございました。私からまず数点指摘をさせていただきたいと思います。

まず1番目、御質問の内容は多岐にわたっている中で、これまでの私の答弁を歪曲して御自分の正当性のみ主張されている点、また、2番目として自らが組合長であったときに結ばれた契約や協定について、疑問を呈するといった自己矛盾に満ちた論旨展開をされている点、3番目、これがまた重要な点でございますが、本会議での一般質問は、6月議会定例会からホームページで町民のみならず、篠栗町議会に関心を持つ皆様がリアルタイムで視聴できることを踏まえて、あえて申し上げますと、只今の御質問の大半は、民主主義のルール、地方自治のルールをねじ曲げているという点でございます。一部事務組合である須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会に、篠栗町から3人の議員を選出し、その場で十分検討されており、逐次、篠栗町議会全員協議会において報告されているはずであります。組合議会ではない、他の篠栗町議会議員が疑問を持てば、当然、一部事務組合議員にその疑問をぶつけ疑問の解明を託して、解明を図っていくというのが地方議会のルールでございます。

任期最終年度である4年目も後2回の議会となったこの時期において、そうした地方議会における議会制民主主義のルールを逸脱して、今回のような質問をしかも、組合長という立場で答弁できない篠栗町への一般質問として、質問に立たれても答弁はなかなか難しゅうございますし、一部事務組合議員として選出された議員3人に対して大変無礼であると言わざるを得ません。

ここは暫時休憩をお願いして、質問当事者と議長、組合選出議員で御協議願いまして、町長として答弁の必要ありと思われる点のみを端的に上げていただいて、その点についてのみ答弁したいと考えますのでよろしくお願いします。

○議長(今泉 正敏) 議長として、今、町長から、暫時休憩を求められましたし、内容についても、同感するところがありますので、一旦ここで暫時休憩を挟みます。

質問議員と局長は外へ出てください。

(暫時休憩)

○議長(今泉 正敏) それでは、一般質問を再開いたします。

ただいま、質問議員と協議しまして、答弁をいただく部分を町長に申し上げます。

まず(1)の耐用年数についての①と②の部分は答弁いただきたいと思います。

それから、(3)のRDF施設からの臭気についての問題、それから、(4)の

RDF処理施設の維持管理費についての部分だけの答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ご協議ありがとうございました。

それでは、今、議長から御指示いただきました質問事項について私から答弁いたします。

まず、①の質問でございますが、9月議会の一般質問の答弁において私が、施設の耐用年数を25年位と申し上げたことについての御質問でございます。

25年と言い切っているということでございますが、私は25年位というふうに申し上げたわけございまして、建物などの耐用年数というものについての見解を申し上げたわけでございます。その時の答弁の内容は、横山議員の一般質問の再質問について、可燃関係及びリサイクル関係の施設は25年位、管理棟は50年の耐用年数があると申し上げました。施設は大事に使っていけば、もっと長く使えるのではないかというふうに常々思っているところでございます。この施設は、いずれにいたしましても、稼働延長に十分対応できることを説明いたしたかったものでございます。24年を25年位と申し上げましたが、これについては、今、横山議員から御指摘を受けましたが、それは御意見として承りたいと思います。

次に、2番目の大牟田リサイクル発電所の件でございます。

大牟田のRDF発電施設の耐用年数及びクリーンパークで精製されたRDFの当初処理計画という御質問でございます。これについては、大牟田リサイクル発電施設の耐用年数についてでございますが、減価償却資産の耐用年数等に関する省令によれば、鉄骨鉄筋コンクリートづくりまたは鉄筋コンクリートづくりの建物で発電所用のものは38年とされており、また、機械及び装置の耐用年数は、省令別表の前掲の機械及び装置以外のものという区分で17年とされております。

また、クリーンパークで精製されたRDFの当初処理計画でございますが、平成14年12月から平成30年3月までを事業期間といたしまして、組合で精製したRDFの全量を大牟田リサイクル発電所に搬出する計画でございます。金額、数値の内容等につきましては、手元に今のところ資料はございませんので、また別途御報告いたします。

次に、RDF施設からの臭気についてでございます。

臭気の問題につきましては地域の皆様に変な御迷惑をおかけしている最重要課題ございまして、その解決に向けて、原因を一つ一つ取り除く努力を重ねております。清掃施設組合では、現在、平成21年に導入したオゾンスクラバーが、その

性能を十分に発揮していないためにその処理能力の回復、向上に向けた検討を行っているほか、臭気の原因となっている可能性がある脱臭機ダクトの腐食部分の補修等を行うことにしております。そのほか、熱交換器、その他の施設設備において能力の向上を図るための更新を行うなど、臭気の対策を行っております。

今後も、臭気除去に向けて最大限の努力を重ねてまいりたいというふうに思っておりますし、地元の町長としても、組合に対してしっかりと伝えてまいりたいと思っております。

次に、R D F施設の維持管理費についての御質問でございます。

金額等につきましては、燃料費の部分、それからR D Fの搬入価格のトン当たりの金額等のお話もありましたが、その面も含め総じて答弁をいたします。

最初に、R D F施設の平成15年度と平成25年度の維持管理費の比較でございますが、維持管理費というのは運転費を含めたランニングコストという意味合いでの御質問だと認識しております。

クリーンパークわかすぎのR D F施設の平成15年度の維持管理費は約7億6,700万円で、トン当たりで約1万8,000円、精製にかかっております。一方、平成25年度の維持管理費は約12億5,900万円で、トン当たり約2万8,600円で、平成15年度を大きく上回っております。これは、先ほど御指摘ありましたように、大牟田リサイクル発電所のR D Fの処理単価が平成15年当時は、1トン当たり5,000円であったものが25年度には1万1,500円になっていること、また、あるR D F精製過程で使用する灯油等の燃料費の変動、さらに、平成15年当時は施設の保証期間であったために、消耗品等修理料がごくわずかであったことなどが主要な原因でございます。

次に、R D F施設と燃料施設の維持管理費の比較ということでございますが、R D F施設につきましては、クリーンパークわかすぎ燃焼施設につきましては、1日の処理量が150トン程度の一般的なストーカ式焼却施設と比較いたしますと、R D F施設では1トン当たりの維持管理費が先ほど申し上げました様に、平成25年度で約2万8,600円、燃焼方式では約1万3,000円と試算しております。

次期施設についてでございますが、私が次期施設についてこの場で公表すべき立場ではないと考えておりますので控えます。

以上です。

○議長（今泉 正敏） 再質問でございます。

はい、横山議員。

○議員（横山 久義） まず、耐用年数について再質問させていただきたいと思いますが、今、町長の答弁を聞きますと「大事に施設を使えば、25年位はもつだろう」と、私はそういうことを聞いてるんじゃないんですね。あくまでも国の基準等に、或いはまた、国庫補助金を申請するそのときの何年まで使えば、補助金返還がおこらないのか、そういうことにもつながってきますので、計画を当初、申請するときに、何年かということ、ある程度想定して申請は出すわけですから、それは確かに、何でもそうですよ。機械類でも車でもそうです。大事に使う、或いはまた使う頻度が少なければ長もちします。そういうことを聞いているのではなく、それが25年ということ、全て計画をするのか、15年或いはまた30年であるのか、その点についてどう考えてあるのか、要するに国の基準等がありますのでね。今、24年と同じだというふうに言われました。それはそれで納得します。24年というのは、いわゆる当時の厚生省の通達に基づいて、24年というのはあるんですね、それはあくまでも施設の建物は24年だよと。このRDFは最初の質問で言ったように、心臓部は機械なんです。プラントなんです。プラント機械類というのは7年なんです。そういうのもあわせて、15年ということ、当時は要するに、申請するときの想定は15年ということ、やっているわけですから、それをあえて24年と言われるのかどうか。まず、それをお聞きします。

○議長（今泉 正敏） 先ほど議員と協議したのですが、最初の問いかけが耐用年数というところで、議員が確認されるのは、25年と言いつつ24年がそぐわないがということだけの確認で、位と言ったっていうふうに先ほど町長が答弁されたらそこでもう済ませるべきだと思うのですが、今の質問を受け付けると、先ほど協議した他の事務組合の事務処理にだんだんまた入っていくような恐れがあるんですね。それで先ほど時間をとったという部分で、このような他の外部団体についての質問というところは難しいし、ただ、やっぱり議会としては看過できないから受理したっていう部分もあるからですね。あまりそこを深入りしないでいただきたいと思いますが。

はいどうぞ。

○議員（横山 久義） 質問の中で、町長が25年というふうに言われたと。その根拠というふうに私は申し上げたんですね。いわゆる、今そのうちの一部を言われました。要するに施設組合が言っている24年と同じことを指すのだなということはおわかりました。いわゆる、その数字の根拠は国の基準なんかでやっぱり示してもらわないと。やはり、最初に質問してますのでね。私もそれを聞いてるんです。だか

ら大事に使えば長もちする、それが根拠というのならこちらも受けとめますけど、そうじゃないと思うんですよ。

○議長（今泉 正敏） 私が言っているのはですね。

その後、議員がしゃべられた言葉が、いわゆる建物と機械というふうに、また中に入って行かれましたよね。そこの部分を危惧しているわけです。先ほどの再質ですよ。

町長が手を挙げられてますので、簡単な答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 今、議長もお話になったとおりでございますが、私が町長として答弁できる立場というのは、25年位と申し上げたのを25年と言い切ったとおっしゃってありますけど、私は、9月の答弁で、25年位と申し上げ、そしてその中の説明の中で、この施設は10年程度の稼働延長に十分対応できることを説明したわけですよということをあえてまた再度申し上げました。

そして、それについて、24年を25年位とお答えしたことにより、整合性がとれてないという御指摘は御意見として承っておきますと申し上げたわけでございます。それ以上でもそれ以下でも全くないわけでございますので、私が町長としての答弁はここまでにとどめるべきで、そしてまた、今、議員が御質問されました疑問点については、再度、クリーンパーク議会議員も含めた全協あるいはクリーンパーク議会の中でやりとりしていただきたいと思いますと考えておりますのでよろしくお願ひします。

○議長（今泉 正敏） はい、横山議員。

○議員（横山 久義） 耐用年数で時間をかけるわけにはいきませんから、確認をしております。

町長は25年位ということは、いわゆる施設組合が言っている24年を指すだろうということで、25年位と言われたのは大事に使えばそれくらいもつだろうということと言ったという、それが25年と言われたことの根拠だというふうに受け取ってよろしいかどうかだけ確認しております。

○議長（今泉 正敏） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 再質でのやりとりのことをあえてまたここでいろいろお話されるのは非常に不本意でございますが、私が申し上げた25年というのは、24年という根拠に基づいて、25年位と申し上げたことには間違いございません。

○議長（今泉 正敏） はい、次の再質ですか。

はい、どうぞ。

○議員（横山 久義） 大牟田のRDF発電所、38年だとか17年だとか、いろいろありますけども、これは大牟田の発電所も、これは、RDFの処理施設を使った同じ国庫補助でやっていると思います。これは、発電だからと言って当時の通産省じゃない、あくまでも厚生省の補助事業です。ですから、最初に38年とか17年とか言われても、このうちの何が正しいのか。当然、国庫補助をもらっているわけだから、大牟田もですね。その時にどういう耐用年数を想定して、申請しているのかということをお聞きしたかったのですが、それは問い合わせをされてないのですか。

○議長（今泉 正敏） 課長どうぞ。

○福祉環境課長（安河内 正邦） 大牟田の発電所のほうにクリーンパークのほうから確認していただいた分では、先ほど議員がおっしゃったいわゆる発電施設、これは、財務省が定めております耐用年数です。償却資産等々の耐用年数の中で、そういうお答えが返ってきたというふうに聞いております。

以上です。

○議長（今泉 正敏） さっき町長が答弁された38年と17年ということは間違いないですか。

○福祉環境課長（安河内 正邦） はい、そのように聞いております。

○議長（今泉 正敏） はい、再質どうぞ。

○議員（横山 久義） この大牟田のRDF発電はですね、途中で5年稼働延長して20年になっております。

しかし、当初の計画では「稼働は15年間しかしませんよ」ということで、全ての計画は成り立っているわけですね。これも答えてもらう必要ないと思いますが、もしクリーンパークと同じ補助事業を使っているわけですから、これが例えば38年とかそういうオーダーであるならですよ。発電所は、その耐用年数が来る前にやめることになるのですね、そういうことを県も入っている第三セクターがそのようなことをするかということ。これは、もうここで言っても仕方ないことですから、次にいきますけども、RDFで精製したペレットは、当初、大牟田発電所に15年間、持っていくことになっております。それ以降の計画は、どういうふうになっているのかをお聞きしたい。

○議長（今泉 正敏） ②の続きですか。

今の質問の意図を確認しますが、RDFの当初計画の中に15年というところが

明記されているかの確認ですか。

○議員（横山 久義） ②で「クリーンパーク精製のペレットの処理計画は」という質問にしていると思うんですね。ですから、15年間というものは、大牟田のRDFを、発電所に持っていきますよと。だから、15年過ぎたら計画はどうなっていますかということです。処理計画です。

○議長（今泉 正敏） 議員の質問は矛盾していませんか。

自分がそこに口をはさむべきではないと思うのですが、議員は、今までずっと一貫して、この施設は15年でやめるということを主張されてありますよね。そういう期間だったということ。今、その先のペレットのことを聞かれるのですか。議員の主張であれば、その後の計画はないはずですよ。だから、それをあえて聞かれますか。

はい、どうぞ。

○議員（横山 久義） 当然私の主張であるならば、15年度以降、計画はないはずですよ。でも、町長は25年、24年のことでしょうか、耐用年数というのは24年ですよ。そうなるんですね。結局、当初計画にも、その上積みした15年度以降の計画もなからんと矛盾するわけです。ですから、15年度以降無いなら無いと言ってもらえば、私はいいと思います。

○議員（阿部 寛治） 議長。

○議長（今泉 正敏） はい、阿部議員どうぞ。

○議員（阿部 寛治） このことに関しては、クリーンパーク議会に関わることでありますし、議事進行をお願いします。

○議長（今泉 正敏） 質問議員に、ここの時点での再質を却下します。

先ほどから、別室で協議したように、ここの組合に対してのやりとりで、微妙な部分がたくさんありますので、これを許可していたら先ほど説明したように、泥沼に入っていくような感じがしますので、今の部分は却下します。

はいどうぞ。

○議員（横山 久義） 今の件はですね、15年度以降の計画はなかったということにいたします。

次はですね、地元では大変問題になっておりますRDF施設からの臭気ですが、町長からいろいろと手を尽くしているということでございます。確かに、地元の町長としても、ただごとではないはずですから、当然だと思っておりますが、問題はですね。最初に、1億5,000万円もかけてですよ。脱臭装置を最新のものに取りか

えて、5，6年経っている。いまだ解決されてない。今年7月にもダクトを更新した。それで効果があるだろうと。結局それも効果がほとんどない。今後ですね、このまま臭気の漏れは、止められないと思います。その方法が、見当たらないんじゃないかなと思います。

だから、そういう時に地元の町長として、決断しないといけないと思うんですね。この施設は、もう限界だと。臭気は止められないと。他にもそういうふうな事例があるわけですから。そういう決断をやはり考えなければいけないということでお聞きしているわけですから。ただ改善に努力しますというだけでなく、それでもうどうしようもないというときのことを私はお聞きしたいと思うのですが、その1点だけお願いします。

○議長（今泉 正敏） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 21年度の改修については5年6年経っているということではございませんで、27年3月でもって5年経つわけでございますので、明確にしておきたいと思います。

また、この施設は、横山議員が町長の時代に建設されて21世紀にふさわしい施設だということで、鳴り物入りで建設した施設でございましたが、この臭気の問題は施設の新設当初からの課題でもあったわけでございますから、それについて私どももその旨聞いておるところでございます。

そうしたことから、先ほども申し上げましたが、今後、臭気除去に向けて、しっかりと対応をしなければならぬと、これは、何にもまして最重要課題と考えておりますので、そのように、ちょっと立場がダブりますが、町長として組合長にしっかりと申し伝えるとともに、組合長として、施設の事務方に対応するようということ常々伝えているものでございます。

今の御意見もあわせて、貴重な御意見としてお承りしておきますのでよろしくをお願いします。

○議員（横山 久義） 地元の町長にこれ以上のことを聞いても、正確な、或いは詳しい答弁をしづらいところあると思いますし、やめときますけども、とにかく早急に改善されるようにですね、やってもらわないと稼働延長はまず不可能になってくるんじゃないかなというふうに私自身も危惧しております。

それから、最後に維持管理ですけども、私も、灯油代と、いわゆる処理費、これは恐らく一番高騰しているだろうということで、調べさせてもらったのですが、この二つだけで年間3億数千万余計にかかっているんですね。だから燃焼方式、これは

溶融か、いろんな方式があると思いますが、かなり割高になって、だから10年稼働延長しますとね、例えば3億としても、30億余計にかかるんですね。

ですからそれもやっぱり考えて、早急に、RDFがなかなか改善されないというふうに判断されるのであるならば、地元町長として、RDFをもう見切りをつけて、そして次は、燃焼方式なら燃焼方式へ移行するような計画を具体的に、早急に立てていく必要があると思うので、そのことを組合議会で強く要望していただきたいと、その返答だけで結構ですので、よろしくお願いします。

○議長（今泉 正敏） 三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまの疑問、懸念の点につきましては、議員からも、組合議会議員の皆様方に、しっかりとお伝えしていただくとともに、私も組合議会の議員の皆様と、そういう選択肢も含めた、いろんな検討をしていかなければいけない時代だと思っておりますが、いろんなこれからの人口構成の変化であるとかいろんな要素も考えていきながら、周辺施設の共同利用とか、いろんなこともあるわけでございますので、20年30年40年先のことを考えて、どういうふうにしていくかということ、私どもも、まず考えていかなければいけないなというふうに思っています。

これ以上のことにつきましては、それぞれの組合長、副組合長あるいは組合議会の皆様方としっかり検討していくということをお伝え申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（今泉 正敏） 横山議員。

○議員（横山 久義） 力強いお言葉をいただきましたので、これで終わります。

○議長（今泉 正敏） 横山議員に確認しておきますが、先ほど協議しましたよね、削除しようという部分はですね、その部分は議事録から削除します。

質問自体をですね。

はい。

それでは次に参ります。

質問順位3番、阿高紀幸議員。

○議員（阿高 紀幸） 10番、阿高でございます。

まず最初に、篠栗町政治倫理条例の改正についてでございます。

篠栗町政治倫理条例は、町長、副町長、教育長及び町議会議員の規律の基本を定めたものであります。本条例の第1条に、その制定目的として「いやしくもその権

限または地位による影響力を不正に行使し、自己または特定の者の利益を図ることがないように必要な措置を定めることにより、町長等及び議員が常に良心に従い、誠実かつ公正にその職務を行うことを促し、公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。」と定めてあります。

昨今、国会及び地方議員のモラルの低下、良心の本質を疑うような言動、行動または後援会と政治資金報告の不正、政務調査費の不正受給などがマスコミをにぎわせております。全国の自治体でも、政治倫理条例を制定し、議員及び首長の言動や行動を戒めておりますが、その条例は、抽象的で、本質を見逃す条例であります。篠栗町の議員の中にも、道徳観や規範意識を疑う行動や言動が目に見え、余る事例があると地域の方から寄せられております。

そこで政治家として、道徳観や規範意識を持ち、議員として条例を無視できないようにするためにも、条例の規約にどんな行為や行動、言動が抵触するのか規約の中に盛り込むべきと私は考えますが、町長の答弁を求めます。

○議長（今泉 正敏） はい。

それではまず、1問目について答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） それでは阿高議員の御質問にお答えいたします。

篠栗町政治倫理条例の改正についてという御質問でございました。御質問の趣旨が、多少抽象的でございましたので、私もどのような答弁にしていくかというのは非常に悩むところでございますが、今、規定しております篠栗町政治倫理条例、それをどういうふうに応用し、あるいは改正していくべきかという点について、私が思うところを申し述べるにとどめたいと考えております。

篠栗町政治倫理条例に抵触する行為や言動を明確に織り込むべきではないかとの御指摘ではないかというふうに思うところでございますが、本条例は、公明正大な町政の推進のために、町長、副町長、教育長及び町議会議員が自ら守るべき倫理基準を定めたものでございます。

今お話がありましたようにその内容は、①不正疑惑行為の自粛②地位利用の金品授受の禁止③請負等のあっせんの禁止④道義的批判のある企業献金の自粛⑤町職員の採用、昇格等への不当介入の禁止という項目を備えております。本来、こうした倫理基準は、おのおのが持ち合わせているものでございますが、こうして明文化することが住民に対する約束となるわけございまして、相互の信頼を築くことにつながるため、そういう趣旨から本条例は定められたものと考えております。

また、本条例は倫理基準違反に対する罰則規定が定められていないのは、こうした違反は当事者自らによって厳しく律していくものとされるからでございます。一方、本条例第7条では、住民の審査請求権が定められてあります。住民は証明する資料と連署をもてば、誰でも町長もしくは町議会議長に対し、調査請求する権利を有しているものでありまして、住民の信託を受けて活動している町長及び町議会議員がなした不祥事、倫理違反については、選挙を待たずに住民による統制を受けることができるように定めているものでございます。

以上のように、政治倫理条例は、議員等の自律とそして住民の統制を基礎としているものでございまして、町長、副町長、教育長及び町議会議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら率先して誠実かつ真摯に、真実を明らかにして、説明責任を果たす必要があるわけでございます。

したがいまして御指摘のような抵触する行為や言動を規定することは、自らの良心に従い誠実かつ公正に職務を行うことを促している本条例の目的に多少沿わないため、定めることはできないのではないかというふうに考えているところでございます。御質問が抽象的でございましたので、どういう風なことを定めていいかというのは非常に難しいところでございますが、御質問を理解して答弁をする限りにおいて、このような答弁となりますことを御容赦いただきたいと思います。

今後御指摘のような住民からの批判に対して統制がしっかり行われるよう、本条例を理解していただく機会の提供については、検討して、皆さんとともに勉強してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（今泉 正敏） 再質問ございますか。

はい、どうぞ。

○議員（阿高 紀幸） 今、町長が答弁されましたようにですね、確かに、本条例の目的にそぐわない、それはそのとおりだと思います。ただですね。

で、私どもの全体的なその思いを酌んでいただいている皆様方を区の中から互選で選んでいただいているものとして、私どもは常々、その区長様方と一緒に、篠栗町のあるべき姿を目指して、しっかり努力しているところでございます。

答弁になっていませんか。

終わります。

○議長（今泉 正敏） 再質問ですか。

○議員（阿高 紀幸） 結局、議員の役目というのはですね。社会の批判を基準として、人の歩むべき正しい道を行くのが、議員の責務だと思います。だから今日取り上げた問題は、議員になられた人は皆さん考えてもらいたいと思います。

それでは、この政治倫理条例の質問は終わらせていただきます。

○議長（今泉 正敏） 質問の2番目に入ってください。

○議員（阿高 紀幸） クリーンパークごみ処理施設の稼働延長の問題についてお聞きいたします。

最初に1番目、9月の定例会の一般質問で「ごみ処理稼働延長を公言するには基本事項の検討が不可欠である。」との質問に町長は、「個別的検討は行っているが、体系的まとめの報告はやってなかった。」と答弁されましたが、その真意をお尋ねいたします。

2番目、ごみ処理延長稼働10年延長についてお尋ねいたします。

新たな建設地を選定し、莫大な起債をして、4年後までに新施設を建設しても、将来の地方交付税の減額などを考えると、各町の町民にまた負担をかけられないということを考えられての判断と思いますが、町長の考えはいかがでしょうか。

3番目、臭気問題についてお尋ねいたします。

9月の定例会の答弁で「今回の工事で換気装置を増設し、臭気対策に万全を期する。」との答えでしたが、換気装置の増設だけでは解決できないのではないかと思います。施設内の臭気を外に出さない方策を考えるべきじゃないかと私は思います。費用がかかるとは思いますが、公害環境整備重点課題として解決しないと、ごみ処理稼働延長の理解は得られないと考えますが、町長の答弁を求めます。

○議長（今泉 正敏） はい。

それでは、2問目の質問に対しての答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） それでは2問目の「クリーンパークごみ処理施設の稼働延長の問題について」3点御質問がございましたが、それについて答弁をいたしたいとこ

ろでございますが、先ほどの横山議員の質問に対して私どもが、町長として答えられる部分、それから組合長として、これまでは、組合長としても考えて答えていた部分もございますが、これは組合長という立場は当然組合議会の議員の皆様が大前提でございます、議会の皆様は私どもの篠栗町だけではございませんで、他町からも、議員の皆様お越しになっていらっしゃいます。

まずは、そういう議員の皆様方に須恵町外二ヶ町清掃施設組合において、しっかりと、今後のことを申し上げなければいけないと思いますので、今、私が町長という立場で答えられる範囲だけかいつまんで申し上げますと、最初の御質問、これは横山議員の9月定例会の御質問について、その個別的検討はやっているけれども、総体的、全体的に報告することはやっていなかったと、今後やろうということを申し上げたわけでございます、これについては、クリーンパーク事務局から、或いはクリーンパーク組合長として、それぞれ両副組合長として、それぞれの町の組合議員を通してお示ししたいと考えております。

2番目は、稼働延長に関する理由でございますが、稼働延長をどうするのかということの中で、莫大な費用がかかるので、稼働延長に踏み切ったのではないかとということでございますが、これにつきましても、これまでいろいろ答弁してまいりましたが、今回私が町長として、これについては私どもがまた組合に対していろいろお願いして、組合から稼働延長の最終的方向性について、お示しをしていただくということにとどめたいと思っております。

次に臭気の問題につきましては先ほども、るるやりとりしたとおりでございまして、私といたしましては最大限の努力をしてまいりたいということでございます。以上答弁終わります。

○議長（今泉 正敏） 再質問ございますか。

はいどうぞ。

○議員（阿高 紀幸） これはもちろん、クリーンパークの件でありますから深入りはできないし、また、あくまでも、町の一般質問にそぐわないと考えておりますが、これはどうしても今、この延長に関して、地元の方がものすごく不安がられている。協定書を結んだときの思いと、今一般質問されている方たちのを聞いていると、何か違った次元の意見を言っているんじゃないかということ私どもに言って来られます。だから、この個別的検討は行ったが、体系的なまとめは行ってなかったんですけど、私は今まで町長がこのクリーンパークのごみ処理施設に関しましてはですね、検討は随分やってこられたと思っております。組合議会のほうでも先進地の視

察研修、コスト面、いろいろな面において検討はやってきてあることは私も十分承知しております。前の町長も、当時やはり、議員を連れて視察研修など、コストの面もやってきてあります。だから今後、こういうことはきちんと地域の住民の方に念入りに説明してもらいたいと思います。

2番目のごみ処理稼働延長についてのことですが、この10年の延長で、今地元の協定書の中で、15年たったら出ていかなきゃならないなんていう変な誤解を招いております。私はこの協定書対策委員会の書記長をしておりました。その時ですね、協定書の経緯を、三浦町長は当時町長になってなかったので、説明させていただきます。

この協定書の中に、何でこのような問題が出てきたかと言いますと、これは地元の方や対策委員の方から「ちょっと待ってくれ、この15年というのはおかしい。これは恒久的な施設だから、公正証書で書類を作成するべきだ」と、地元から言われたんです。だから、地元の方は、それをやっぱり延長してもらいたいという願望が強かった。だから15年というのは誤解があると思います。それを今後、地元のために払拭してもらいたい。これまた、その時の経緯なども、これは平成15年のメモをとっています。当時の町長は何を言ったかとこれに全部記入しております。

だから、こういうことをきちんと地元の方々に説明されて、今後の延長問題がスムーズにいくようお願いいたします。

3番目、これは先ほど横山議員も言ってあった臭気の問題ですね。

この臭気の問題、実を言いますと、これは稼働当初から問題があり、ここにありますパンフレットの中で「従来のごみ処理のように焼却することはなく、適正な脱臭廃棄処理システムにより、環境への問題を解決」とうたっています。しかし全然、臭気の問題は解決していなかった。

三浦町長が町長になられて、この問題の解決に全力を傾けてあることはわかっております。ただ、いまのやり方で果たして解決できるかということちょっと疑問に思います。

町長に答弁を願います。

○議長（今泉 正敏） 議員、先ほどの前の質問議員と一緒に、今、喋ってあること

は、組合議会で、議員自体がその組合議員でありますので、そこで、組合長とやりとりされるのがベターだと思いますが。

ここでは、答弁は求めませんので。

○議員（阿高 紀幸） 臭気の問題はよろしく願いしておきます。

○議長（今泉 正敏） それでは、次に参ります。

質問順位 4 番、大楠英志議員。

○議員（大楠 英志） 議席番号 5 番、大楠でございます。

未来に続く持続可能なまちづくりをどのように進めるのかについて、質問をいたします。

「持続可能なまちづくり」という言葉が、よく使われます。今までは町の将来を語る時、さらなる発展さらなる飛躍というのが通り相場でございました。この言葉が使われる背景は、端的に申しますと、今後、右肩上がりの成長、発展は望めないということではないかと考えます。

三浦町長に、「持続可能なまちづくり」という言葉の見解をお尋ねいたします。以上のことを踏まえ、人口問題について質問をします。

マスコミの報道によれば、日本創世会議（座長増田寛也元総務相）が発表したレポートでは、2040年までに896市町村で、20代～30代の女性が半減し、「消滅する可能性がある」と警鐘を鳴らしております。九州はうち125市町村で、多くは町村が消滅するとのことでございます。

国立社会保障人口問題研究所によると、2040年の九州の推計人口は1,074万人、30年で、246万人減となり、大分県と宮崎県の合計人口に近い数と述べております。福岡県においても、2040年には69万人減の、438万人と推計をしております。このように、大変ショッキングな将来推計人口であります。

第5次篠栗町総合計画におきまして、平成29年度の目標人口を3万2,800人と設定してありますが、平成26年9月末の人口は、3万1,522人でございます。約1,200人を、3年数カ月で増加ということになります。現状から判断いたしますと、目標達成は難しいと考えられますが、目標達成の方策は考えてあるのか。町長の答弁を求めます。

次に、財政問題について質問をいたします。

町の借金は、ピーク時の平成16年度には、130億4,000万円ございました。9年間で約51億円返済し25年度決算では、79億4,000万円と80億円を切るまでに大幅に返済をしています。これは、約束された借金返済のために、

厳しい財政の中、節約をして、繰り上げ償還をしてきたからでございます。これは大いに評価できる事柄であると思います。自治体の首長になれば、一般的には政権の維持と選挙対策等に走り、借金を減らすどころか、増やしてしまうのが大半でございます。今日の日本の国がまさにその見本であり、国と地方の借金が1,000兆円超と大きく膨らみ、借金大国となっております。

三浦町長は、この約10年間の借金返済の取り組みへの結果について思われるところが、多々あると考えます。80億円を切る借金返済の取組の感想と、今後のこの借金返済の方策についてお尋ねをいたします。

今後、篠栗町も一般会計におきましては、町税収入の伸び悩みや少子高齢化の進展に伴う、扶助費等の義務的経費の歳出増加により、財政は厳しい予想がされます。国保特別会計・上下水道事業会計も大変厳しい状況になるのではないかと危惧されます。財政の今後の見通しをお尋ねいたします。

人口問題や財政問題を含め、今後、町政の運営は厳しいハードルが横たわっています。今後「未来に続く持続可能なまちづくり」をどのように進められるのか、町長にお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（今泉 正敏） はい。

それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） それでは、大楠議員の「未来に続く持続可能なまちづくりをどのように進めるのか」という御質問、大きく2点に分かれてございましたが、答弁をいたします。

ここ数年私の一貫した自治体への思い、篠栗町への思いでございますが、これは、これまで申し上げておりました、「自分たちのまちのまちづくりは自分たちの手という自治意識の行動とその結果の積み重ね」ということはもう随分前から申し上げておりましたし、それを着実に地域で実践していただいているわけでございますが、その思いから、一步進めて行動主体となる住民の人たちが自ら汗をかくことを喜びに思う、そういう実践の積み重ねが、これから「未来に続く持続可能なまちづくり」ではなかろうかと思えますし、その中で、篠栗町の個性がしっかりと出てくるのではないかというふうに思っているところでございます。詳しくは、本定例会の開会時に、諸情勢報告という中で、私の3期目ちょうど中間年度としての思いを綴って、皆様方に御報告申し上げましたので、ホームページ町長室からご覧い

ただければというふうに思います。

さてこうした中で、先ほど御指摘ありました日本創世会議人口減少分科会、いわゆる増田レポートというものでございますが、2040年に896市町村が消滅するのではないかと。これが、5月8日に発表されました。消滅団体に掲げられた市町村には大きな衝撃が走りました。幸い糟屋郡の7町は、古賀市も含めまして、全国の中でも1番元気があり、活気があるところというふうに言われておりますので、私どもも、こういう考えもあるのだなというふうに読みといたところでございますが、そうは言いましても、若年女性人口が減少し続ける限りは、人口の再生能力は低下し続けますので、総人口の減少に歯どめがかからないという提言にはうなずけるところがあります。

しかし、これは何の手だても行わなかった場合によるわけでございますが、これを受けて国も、今回の総選挙のときもしっかりと安倍総理大臣がおっしゃってありましたが、地方創生ということで、11月21日ちょうど解散の日に、「まち・ひと・しごと創世本部」それに関する法案が成立して、11月28日に施行されたところでございます。選挙も終わりました早速「まち・ひと・しごと創世本部」がしっかりと軌道し始めるものと思っているわけでございますが、地方創世というものにおきましても、地方が自ら考え、責任を持って取り組むことが重要であるという方針が明確に示されておまして、その方針では都道府県と市町村には地域の特性を踏まえた地方版の総合戦略の策定が求められておるわけでございます。

福岡県は平成27年度に策定を行い、市町村は28年度から29年度を目処に努力義務として作りなさいというのが現状の国が示した案でございますが、私はいけな、篠栗町におきましても、篠栗町の地方創世の総合戦略を早急に立てなければいけないということで、既に、プロジェクトチームを立ち上げまして、第1回目の会議をしたところでございます。

目標人口の話がありました。私ども、25年からスタートしました総合計画「ささぐりみんなの道標」に書いております目標人口、これは3万2,800人とおきました。これは説明したと思いますけれども、とにかく高齢者人口はしっかり増加していきます。つくったときの人口が24年末の5,958人が国の想定によりますと篠栗町におきましても7,233人になる。これは間違いのない。一方、就労者人口15歳から64歳までの人口は2万3,288人から、このままいくと1万9,519人ぐらいになるのではないかと。そしてそれに伴ったその家族の子供たちも、5,246人から4,752人に減っていくのではないかとというのが、何もしない場合

の予想でございましたが、この「ささぐりみんなの道標」におきましては、高齢者が増加するのは当然仕方ないといひましようか、当然時代の流れであるわけで、働き手人口を現状維持しようと、その政策を打っていこうというのが大きな趣旨でございました。

平成24年には2万328人の働き手人口を少なくとも2万300人に維持しよう、そういうことから、年代別に分けますと0歳～14歳児は5,000人、働き手人口の15歳～64歳が2万300人、そして65歳以上が7,500人という3万2,800人とビジョンをつくったわけでございます。今、都市計画マスタープランの再生を行いまして、いろんな民間でのきっかけづくりができるような、これまでのいろんな規制を外しているわけございまして、それに基づいて、民間活力でもってしっかりとこの3万2,800人に到達できるよう、細かい計画を進めてまいりたいと考えております。

マスタープラン改定委員会の報告は、12月の広報に上げておりますけれども、もうじきパブリックコメントをお願いしますので、内容については広く住民の皆様方にお知らせすることになります。議員の皆様におかれましても、もう一度じっくりお読みいただければ幸いです。

次に、財政問題に関しての御質問がございました。

町の税収につきましては、都市計画マスタープランの改定による企業誘致、あるいは、新しい住宅地の創造等々によりまして若干の伸びは期待できると考えておりますが、先ほど申し上げましたように高齢者人口が確実に増加するということであれば、高齢者福祉の増進を中心とした扶助費の増加、つまり義務的経費の増加は避けられないわけでございます。当面、この財政的な厳しさは継続し増していくものと考えております。

国民健康保険会計において、医療費の増加に伴い赤字決算が続いておりますが、これについては、福岡県が保健者となった新しい国民健康保険の体系に、変わろうとしております。かといってそうなる私どもの負担が減るということではございませんで、一定の私ども地方自治体の負担金として、これまで以上に納めなければいけない可能性もあるわけでございます。

また、下水道会計におきましては、国の定めによりまして、会計の手法が特別会計という形から、公会計のほうに移ります。この大きな狙いは、赤字部分についてはしっかりそれを表に出して、それが解消できるように、特別会計から公会計に向けて変更になって、その解消に向けて努力をなささい、つまり、相応の料金改定を

していきなさいという国の指示によるものでございます。いずれ段階的な引き上げもやむなしと考えております。

このように、いろいろな公共料金も含めて見直しの必要が出てくるわけでございます。歳入を増加する努力も一方でしていきながら、歳出を効率的な予算配分によりまして、福祉の増進、あるいは継続的なまちづくりのためにしっかりと使っていくという予算編成を今後もしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今泉 正敏） 再質問ございますか。

はい、どうぞ。

○議員（大楠 英志） この「未来に続く持続可能なまちづくり」を進めることは、町政の最重要問題であると思います。それは今後、地方分権改革が進んでいく中で、町のリーダーによるまちづくりの施策によるところが大きいからであると思います。良きリーダーがいる町と、そうでない町は、大きな格差が起こるのではないかと思います。そこで、先ほど人口の問題でございますが、町長の答弁を聞いて、安堵いたしました。これは何もしない場合がこの増田レポートのようになる心配があるということございまして、この篠栗町は福岡都市圏の中で今人口が若干滞っておりますが、さらなる都市計画等の施策の中で、増えていくのではないかなと思っております。

人口目標が一つ伸びないという理由は、A行政区のマンション増設事業の停止が大きな理由ではないかなと思ってます。そういうところもちょっと、当初の計画では、あと3棟のビルが建つ予定と聞いておりましたが、事業が停止ということで、その辺も大きな理由になるのではないかと思います。町長にその辺のところももう少し詳しい事情をお知りであったら報告をお願いしたいと思っております。

○議長（今泉 正敏） はい、町長。

はいどうぞ。

○町長（三浦 正） 今の再質問の件は、A行政区の3棟が新築にならないということについての何か情報を御存じかということだろうと思いますが、るる聞いておりますけれども、これはあくまでも自治会と、施工業者との間の協議がまた進展中でございます。いろんな御意見をお持ちの方々が真剣に自治会の中で協議をされておりますので、私がここで答弁することは、情報提供することは控えたいと思っております。

ただ、住民の皆さんの総意で、現状でいこう、頑張っていこうということが結論になった場合、あるいは次の展開が開けた場合、私は常々申し上げておりますのは、

A地区は800所帯以上ある中で、今、便宜的に集会場を公民館として使わせていただいているという非常に不便な状況を皆さんに強いております。どこの区にも公民館がございます。今の集会場は、週1回定休日がありましてその日は使えないというような状況でございます。ましてや、これから高齢者の方々もだんだん増えてきて、私も敬老会に参りましたけれども、手狭になりまして、なかなか皆さんと一緒に座ることができない。或いは調理場が非常に狭くて、お湯を沸かす程度しかできないので、いろんな住民の人達がもてなしはしたいけれども限りあると、いろんな御意見を賜っております。

ということで私どもは、A行政区の自治会がまとまった暁には、議会の皆様方にもいろんな御相談を申し上げて公民館建設、或いは、健康広場の新設等々について、しっかりと計画を立てて御相談申し上げたいと思っております。

以上です。

○議長（今泉 正敏） 他にありますか。

はいどうぞ。

○議員（大楠 英志） 先ほどの起債の返還の件で、80億円を切る取り組みをされた三浦町長の感想や、今後の借金返済をどのように進めていくのかということの答弁をいただいておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（今泉 正敏） 通告のエリア外になりますよね。

思いがあればということですが、答弁なさいますか。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 起債の償還につきましては、皆様方議会の御協力もいただきまして、そしてまた職員も一生懸命節約に努めて何よりも住民の皆さんが、私からいろいろ不自由を掛けしますが、何とぞこの期間まではよろしくという、お願いをした結果、こういうふうな形で、私どもの自治体として、これぐらいなら繰上償還なしに、毎年の償還で進めていかれるかなというところになったというふうに思っております。改めてお礼を申し上げます。

今後につきましては、いろんな新しい取り組みはやっていかなければいけない時代だと思っておりますし、既に御案内申し上げますように、平成27年には町政60周年ということを迎えるわけで、その中で、ちょっと完成が伸びますけれども、篠栗駅東側自由通路の開設等々、かなりの経費を要する予算立てを継続していかなければいけない。これについては新たな起債も出てくるわけでございますので、慎重にまた皆さんで御協議いただいて、篠栗町らしい個性の創造のために、ま

たチェックをお願いしたいと思いますのでよろしく申し上げます。

○議長（今泉 正敏） 他にございますか。

はい、どうぞ。

○議員（大楠 英志） 最後になりますが、ある新聞記事で、日本人は明治大正昭和と、司馬遼太郎さんの「坂の上の雲」を目指して、世界で名だたる経済大国となったわけがございます。その後、バブルがはじけ、平成の時代に入り、デフレの不況の長い時代を迎え今日がございます。そして、これも作家の五木寛之さんは、「下山の思想」を提起してあります。新たな山の頂きに上るまえのプロセスとして、上りではなく、下りの生き方こそ、今この時代に求められているのではないかと、このような記事が目にとまりました。

今は、価値観の変化、発想の転換を求められる時代ではないかと考えております。この大変な、難しい時代の真ん中に篠栗町の三浦丸が大海原を航海しておるわけがございます。町の船長であります町長のかじ取りは大変だと存じますが、「持続可能なまちづくり」について、三浦町長、もう少し突っ込んだ答弁をいただきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○議長（今泉 正敏） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 行政が行政として行っている事項についての御質問をいただき、それについて答弁をする場でございますので、今のお話は私の思いということになります。また、別の場でお話ししたいと思っておりますので、答弁は控えさせていただきます。

○議員（大楠 英志） 終わります。

○議長（今泉 正敏） はい。

12時15分をだいぶ経過いたしましたので、昼休みをとりたいと思っております。再開を13時15分にしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

一時、散会といたします。

休憩（12時25分～13時15分）

○議長（今泉 正敏） それでは、午前中に引き続きまして、一般質問を再開いたしま

す。

質問順位、次に参ります前に、先ほど一般質問されました、阿高議員については、先ほど再質問をされましたけれども、ある一定の部分は削除させていただきます。

はい、それから、大楠英志議員のところ、町長とやり取りの中、固有名詞の行政区が出てきましたので、その部分はA行政区というふうに読み替えさせていただきます。その分をお伝えして次に参ります。

質問順位 5 番、荒牧泰範議員。

○議員(荒牧 泰範) 議席番号 1 2 番、荒牧でございます。

町長に 2 点ほどお尋ねいたします。

1 問目、次世代を担う方々がより良い町づくりを目指し、それぞれに努力をされております。例えば商工会青年部はキャラクター(くりみん)を生み出し各種活動に役立ててありますし、法青会では、「寺子屋」や「出開帳」などで教育及び布教活動を積極的に行われており、農業では青年就農給付金を使い新たに起業された方などがグループでインターネットによる地産品販売をされたりしております。

また、ささぐりんくのメンバーは、88Tシャツ販売や地域チケット作成で篠栗のアピールをしながら、各々の事業拡大を目指し、村おこしの会のメンバーは、フリーマーケット事業で町外からの集客と楽しい地域づくりを行っておられます。

ただ、残念なことに一つの大きな流れになっていません。そこで、町がコーディネートし、野菜のパッケージなどによりくりみんを載せ篠栗産をよりアピールしたり、フリマで法話が聞けて次回は霊場へ足を運んでいただくきっかけを作ったりして、相乗効果を上げていくべきと思います。

一時的なものにならないように、まちづくり課に未来係を設置し、継続的に支援して尚一層の活気ある町づくりをしていただきたいのですが如何でしょうか。

お尋ねいたします。

○議長(今泉 正敏) はい、それでは 1 問目について答弁を求めます。

三浦町長。

○町長(三浦 正) はい。

荒牧議員の「町づくりのコーディネーターが必要では」という御質問にお答えいたします。

本町では、協働の町づくりの推進、住民参加による町づくりを行う、そういう上で、欠かせない人材が豊富にいらっしゃると思っております。

町づくりとは、皆が住んでよかった住み続けたいと思える町を築き上げることで

あると考えております。住民それぞれが、町づくりを進める大事な主役として、行政と手を携えて取り組んでいくことが重要であろうかと考えております。そうしたさまざまな取り組みの中で、一つの大きな流れとなった篠栗町ふるさと観光大使の委嘱や、RKB今日感テレビの住みたい町総選挙での1位獲得、これも篠栗町のために活躍するそれぞれの町づくりの担い手が、互いに繋がることによって実を結び、篠栗町の新たな一面を内外に示すことができたものと考えております。

今後、地域づくりに関連する方々とワークショップや講習会を通じて互いに思いを共有し、組み合わせることによって、新たな相乗効果が生まれるようになれば、篠栗町の町づくりも新たなステージに入っていくと考えております。その中で、人と人との繋がりを築くパイプ役として、我が町が携われるようになればと考えております。

尚、まちづくり課の係新設に関しましては、御意見としてお承りいたしますが、他の方法として、例えば、総務省所管でまとめております「地域おこし協力隊」を観光協会に派遣し、まさに議員が考えられているようなコーディネートを仕事として組み立てる人材を地域で育てるといった方法もございます。今後の町づくりへの気運の高まりを見据えた上で、しっかりと行動に移す決断と判断をしてまいりたいと思います。

○議長(今泉 正敏) 再質問ございますか。

はい、どうぞ。

○議員(荒牧 泰範) 町長も出席されておりました、先日の観光協会の一周年記念事業のときにも話が出てましたが、やはり、その観光協会の方も町に舵取りを取っていただきたい先導していただきたい、そういう係があるといいなと言われてましたし、また各々のグループ、例えば自分の事業を拡張して自分が幸せになることで、町がよくなるとか、とにかく人を集めることがパワーだから、そこに喜びを見出そうだとか、いろんなことをやってらっしゃる、全て町を良くしようという意志が働いていることが明確なのです。

ただただ、そのベクトルに若干方向性に差がありますもので、その東ね役というのはやはり、町じゃないとできない部分があると思うのですが、観光協会さんは観光協会さんで大きな力を発揮していただきたいのですが、観光協会は、その名の通り観光に関する部分から逸脱することできませんので、やはりここは一つ係を新設してやるべきと思うのですが如何でしょう。

○議長(今泉 正敏) はい、三浦町長。

○町長(三浦 正) 貴重な御意見として、お承りいたします。

○議長(今泉 正敏) 1問目を終わられます。

はい、どうぞ2問目。

○議員(荒牧 泰範) 2問目、定年後の活躍の場は創造されているかということで、以前、町長は「団塊の世代が定年をむかえられリターン組を含め優秀な人材が町に多くいらっしゃる様になるので、その方達に豊富な経験と知恵を活かしていただき、次世代育成や今までに無い町づくりの場で活躍していただきたい。」と発言されておりましたが、実際にどの様な場でその力を発揮していただいているのか、成果報告の意味も含めお示しいただきたいと思います。

また、この先この様な事業を起して行きたいというものも有れば合わせてお答えいただければ、これを見聞きされた町の目が届いていない優秀な人材から協力の申し出があると思いますが如何でしょうか。

質問いたします。

○議長(今泉 正敏) はい、それでは2問目に対して三浦町長。

○町長(三浦 正) それでは、質問の2番目「定年後の活躍の場は、創造されているか」についての御質問にお答えいたします。

団塊の世代やリターン組の中には、小学校の登下校時における見守り隊を初め、地域コミュニティ活動や福祉ボランティアなど、積極的に取り組んでいただいている方々もいらっしゃいます。現状では、成果報告が出来るまでに至っておりませんが、取り纏めた上でまた時期を見て、皆様方に御報告申し上げたいと思います。この現状踏まえて団塊の世代やリターン組が取り組み易い環境づくりを町と地域の方々と共に構築することでさらなる参加への道筋を突き付けられればと考えているところでございます。

また、本町が、平成22年度より実施しております協働のまちづくり事業補助金制度につきましては、今年度で5年目となり、年間15件程度の事業が実施され、地域の課題や地域活性化に向けて取り組んでもらっているところでございます。この事業の特徴は、住民が自主的な発想により、事業を展開するというところでございますが、現在来年度に向けて、これらの助成制度の活用増を図るため、住民提案制度だけではなく、事業内容を予めメニュー化することに着手し、町づくり事業に興味を持ってもらうようお示しすることとしているところでございます。

今後、町のホームページや広報ささぐり等を通じて周知し、町づくりの協力者を募りたいと考えております。

また、要望が有る無しにかかわらず、さまざまな機会を捉えて積極的にこの件につきまして説明に伺いたいと考えております。これらの事業を通じ、団塊の世代やリターン組が活躍する場の創出を図っていきたいと考えております。

○議長(今泉 正敏) 再質問ございますか。

はい、どうぞ。

○議員(荒牧 泰範) 成果説明をその内いただけるそうなので、それを踏まえた上でまた質問させていただきます。

終わります。

○議長(今泉 正敏) それでは、質問順位6番、松田國守議員。

○議員(松田 國守) 議席番号8番、松田でございます。

町長に2問お尋ねいたします。

まず1問目は、役場玄関前の駐車場の早期改修をということで、篠栗駅東側自由通路の整備事業の告示が間もなくと聴いております。

社会資本整備総合交付金による、約55%の公的補助を受けての整備がいよいよ着手されます。本工事は29年度に、付帯工事は30年度に完成する予定と聴きます。これにより駅はもとより役場等にも、あるいはクリエイトやオアシスにも、南北の流れがスムーズになり、公共施設の利用が一段と便利になります。

今日は、久山からもお客さんが傍聴席にお出ででございますが、久山の方からですね、この篠栗駅を利用される方もかなり多くなっていると聞いております。そう言った意味でも、この方達にも非常に便利になると思いますので、お帰りにになりましたら宣伝しとってやって下さいませ。

ところで、南側の役場前駐車場は、アスファルトの老朽化が進み、歩き辛いという指摘が以前から上がっております。役場を訪問される町外の方達へのいわば“おもてなし”の心も玄関先から失墜しているというふうに感じます。駐車場も含め、この際改修する考えはないかお尋ねします。

○議長(今泉 正敏) はい。

それでは先ず1問目の質問に対して、三浦町長。

○町長(三浦 正) それでは、松田議員の1問目「役場玄関前駐車場の早期改修を」という御質問にお答えいたします。

社会資本整備総合交付金による篠栗駅東側自由通路の道路整備、これを平成28年度から29年度にかけて実施する計画で現在事業認可申請を進めているところでございますが、これに合わせて、駅東西の踏切及び朝夕の駅前ロータリー内で

の渋滞や事故等を解消防止するために、駅北側に交通広場の新設工事を平成29年度から30年度にかけて計画いたしております。その中で、駅北側の青空駐輪場を交通広場内に移設し、駅南側にある町道沿いの青空駐輪場は、役場駐車場内西側の公衆トイレ側にそれぞれ屋根付きで移設し、跡地は歩道として活用するよう計画いたしております。その際、JR用地を一部購入した上で、老朽化した役場駐車場の整備を合わせて実施したいと考えているところでございます。早急な対応が必要であることは十分認識しておりますが、自由通路建設の際に大型機械の搬入等もありまして、路面を痛める可能性があることから自由通路の工事完成後に行いたいと考えております。

こうした自由通路の整備やその周辺の整備を行うことにより、バリアフリー対応となり、駅や駅周辺の公共施設利用者のアクセス改善と安全性の向上を図ることで、人に優しい活力ある地域づくりに寄与できるものと考えております。

以上でございます。

○議長(今泉 正敏) 再質問ございますか、はい、どうぞ。

○議員(松田 國守) 通告書に書いておりませんのでどうかと思いますが、関連しておりますのでちょっとお尋ねします。今、駐車場で交通整理をなさっている方、4名ばかりおられます。そういった方たちの服ですが、これがまちまちでして、服もまちまち帽子もまちまち。そんなことで、非常に玄関先ということで制服なり、ちゃんとした物に整えたらどうだろうかというふうなことを考える訳でございますが、これは、聞くところによるとシルバーセンターから派遣されているということでございます。そういった絡みもありますので、行政として、シルバーセンターとの話し合いをもって、そういったことを今後進めていること出来るでしょうかということをお尋ねしたいのですが。

議長、いえませんか、やめましょうか、これ。

○議長(今泉 正敏) 要望として出されたら。

○議員(松田 國守) はい、要望として、議長の言われるとおりにいたしますので、よろしくをお願いします。

○議長(今泉 正敏) 1問目終わられますか。

はい、2問目どうぞ。

○議員(松田 國守) 2問目は「将来都市構造のビジョンはいかに」ということです。

今、全国的に地方自治体の人口減が危惧されていて、自治体にとっては、生産年齢の流入が重要な課題であると言われております。都市計画マスタープランに、九

大演習林の南側約26haの購入の計画がありますが、産業業務ゾーンや計画的活用ゾーン等が盛り込まれています。これらを含めた将来都市構造に、町長はどのようなビジョンを描いておられるかお尋ねします。

○議長(今泉 正敏) はい。

それでは、只今の質問に対して、三浦町長。

○町長(三浦 正) 2番目の御質問でございます「将来の都市構造のビジョンはいかに」ということで、これについてお答えいたします。

現在、篠栗町都市計画マスタープラン改定委員会、これの第4回が終了いたしました。この件につきまして、先ほどのどなたかの議員の答弁の時にも申し上げましたがパブリックコメントを準備しているところでございます。この内容につきまして少し触れたいと思います。

本町は、篠栗町第5次総合計画「ささぐりみんなの道標」において、平成29年度の目標人口を3万2,800人と設定しているわけでございます。この目標人口達成するためには、福祉政策をはじめ、さまざまな施策が必要となりますが、その一つの大事な手段として、都市計画マスタープランの改定がございまして、それを現在行っているところでございます。

今回の改定では、住環境の充実や雇用の場の創出を図るため次のような基本方針で改定を行っているところでございます。

①といたしまして、福岡都市圏における良好な住宅都市として日常的生活利便の高さと恵まれた自然の中でゆっくり暮らせる良好な住環境が両立する市街地の形成を図ること。

②番目として、JR篠栗駅南北に広がる市街地では、町内での日常生活を支える多様な機能の集積を図り、生活利便の高い本町の中心を担う拠点市街地の形成を図ること。

③番目といたしまして、市街地の周囲に広がる田園及び森林は、暮らしにゆとりと潤いを与える豊かな自然環境であると同時に、人々の営みと共に形成された里の風景を形成するものであり、乱開発の防止し適切に維持保全を図っていくこと。

④番目といたしまして、国道201号線沿道等では、無秩序な市街化を抑制しつつ広域交通ネットワークの利便性を生かした産業業務地として、適切な土地利用コントロールのもとで計画的な利用を検討し、雇用の創出等による職・住・近接の暮らしの実現による本町の都市活力の向上を目指すこと。

⑤番目に、太宰府県立自然公園を初めとした山々の緑、多々良川の水辺、篠栗8

8カ所霊場巡り等の固有の歴史文化を生かした観光による賑わいの創出を図ると共に、それらの多くが分布する都市計画区域外では、適切に自然環境の保全を図り、豊かな自然と観光による賑わいが共存する都市環境の保全形成を図るものであります。

この方針に沿った形で、只今の御質問にありました九州大学演習林の一部に当たる処分予定地をできるだけ早期に購入し、企業誘致による雇用の場を創出し、またその一部は、生産年齢人口の流入を促すための宅地開発予定地として活用していきたいと考えております。

また、篠栗町の都市計画区域外に、採石場跡地、今、土砂を埋め戻している場所が幾つかございますし、私どもの町の土捨て場もございます。そのような広大な土地につきましては、しっかりとしたビジョンを作った上で、地区計画を張る際に、前提となりますマスタープランとしてうたっているかどうかを、この今回の改定の中で、盛り込んで参りたいと考えております。

今回改定の篠栗町都市計画マスタープランにつきましては、12月22日以降にパブリックコメントを本町ホームページ並びにまちづくり課窓口にて募集予定としておりますので、合わせて御確認いただきますようお願いいたします。詳細は、広報篠栗12月号にお知らせしておりますのでご覧下さい。

以上でございます。

○議長(今泉 正敏) 再質問ございますか。

○議員(松田 國守) ありません。

○議長(今泉 正敏) ここで、議長も一議員として、副議長宛てに一般質問通告しておりますので、会議規則第53条及び地方自治法第106条第1項の規定に基づき副議長と交代をいたします。

○副議長(阿高 紀幸) それでは、地方自治法第106条第1項の規定により、議長と交代し議事を進行します。

質問順位7番、今泉正敏議員。

質問数は一問ですね。

○議員(今泉 正敏) 議席番号9番、今泉正敏です。

私は、糟屋地区全体でコミュニティバスの運行を考えてはどうかという視点で質問を行いたいと思います。

現在、糟屋地区の各自治体ではそれぞれに同じような福祉バスなどの運行がなされております。しかしながら、いずれも“帯に短し、たすきに長し”の感があるよ

うに思われます。糟屋地区住民の多くが、筑紫野・古賀線の公共交通機関での移動手段を以前から期待しておりますが、それぞれの市内あるいは町内の循環バスでは、何時までたっても、その希望は叶えられないというふうに思っております。

平成25年度の1市7町糟屋地区全体で、福祉バスあるいはコミュニティバス（循環バスとも言われますが）などに組み込まれている予算を調査したところ、総額では、1億4,400万円余り使用されているバスが総数で19台ということでした。年間利用者数は、約5万2,800人となっております。運行ルートも各自治体内で複数コースが設定されています。

しかし、各自治体独自での完結型運行となっているために近隣町でありながら、乗り継ぎ出来るようなシステムにはなっておりません。隣町の病院やバス電車の駅、あるいはスーパーなどへの買い物に行くにも利用できないという、もどかしさがあります。

聞くとことによりますと、福岡都市圏広域行政推進協議会が国政への提言として「地域を巡回する路線バスやコミュニティバスなど、生活交通の維持確保に対する助成金制度の拡充」ということを平成27年度に予定されているそうです。この時期を踏まえて各自治体での取り組みよりも、糟屋地区全体での整備強化策として模索した方がメッセージ性は強くなるのではないかと思います。

そこで、国や県に糟屋地区全体のプロジェクトとして補助申請し、この地域一帯が、以前から南北の交通手段に問題を抱えていることの解決に繋げていただきたいと思っております。

近年、農業の分野では、農業機械をそれぞれの地区で共同利用して、経費削減を進めているように各自治体の循環バスなどの負担金を少しでも減額する。或いは同じ経費がかかるとしても地域住民の利用が向上し、要望に応えることが出来るように糟屋地区内に、共同運営のコミュニティバスを運行できないかと思っております。

今後、一層の高齢化社会になれば、自家用車での通院や買い物にも限界が出てくる可能性があります。その為には、早急に検討すべき時期であり課題ではないかと思っております。以上、町長に答弁を求めます。

○副議長(阿高 紀幸) 只今の質問に対し答弁を求めます。

三浦町長。

○町長(三浦 正) 只今の御質問に答弁いたします。

「糟屋地区でコミュニティバスの運行を」という御質問でございました。

住みやすい町を目指す自治体にとって、利便性の高い、交通体系を目指すことは

重要なテーマであると考えております。

しかし、平成14年の道路運送法改正によりまして、バス事業規制緩和に伴い、いわゆる赤字路線の廃止、縮小が相次ぎまして、かわりに各自治体がコミュニティバスや民間事業者の運行に対する助成を行い、路線維持を図っておりますが、財政状況を圧迫しているのが現状でございます。

糟屋地区に目を向けますと、古賀市を除き、3町が町内循環型のコミュニティバス、4町が公共施設利用促進のための福祉バスとなっております。篠栗町は後者でございます。本町におきましても人口減少期に備え、住みたい町を推進するに当たり、交通体系の改善は重要な課題ございまして、町全体の課題でもあると認識しております。その中でも、御存じのとおり本町のオアシスバスは、オアシス篠栗までの巡回用の福祉バスでありまして、本来の地域交通の目的と異なるため、経路の変更等はなかなか難しいところで、今後オアシスバスの位置づけを検討していかなければならないと考えます。

また、本町といたしましても国並びに県に対してコミュニティバス等の生活交通が各自治体の重要な施策となっていることから、地域を巡回する路線バスやコミュニティバス等の生活交通の維持確保に対する助成制度の拡充を福岡都市圏と一体となって求めているところでございます。

今後、糟屋地区独自の公共交通サービスを導入するとなれば、地域の特性に合った生活交通を構築する必要があります。地域交通にとって大切なことは、地域のニーズに合った交通サービスを適切に提供することと、それを持続していくこととでございます。こうした点を踏まえた上で、持続できる地域交通への方向性を考える沿線地域住民の参加を促し、事業者と行政、住民が、みんなでつくり育てて維持していくということを必要だというふうに考える訳でございます。

今後の地域の自立や活性化を考える上で、公共交通が果たす役割はますます大きくなることから交通弱者の足の確保のために、地域の現状に応じた対策を講じていかなければならないと考えております。その上で、既存の公共交通機関との共存を図りながら、御提案の路線につきましても、糟屋地区の関係市町が一体となって、地域の公共交通網を検討して参りたいと考えております。

○副議長(阿高 紀幸) 質問ございますか、どうぞ。

○議員(今泉 正敏) 元々、今回私はこのような質問をしたのは、7、8年ほど前に、糟屋地区の中で、合併という問題が沸き上がりました。その時点では合併に至りませんでしたけれども、仮にあの時に、6町ないし7町で合併をしておれば、このよ

うな巡回バスは、全体を通して考えることになっていたはずでもあります。そういった意味で、こういう質問をさせていただきました。

先ほど答弁の中で、オアシスバスの位置づけを検討しなければならないというふうなところがございましたけれども、一つの案としては、例えば固有名詞を挙げて恐縮ですが、トリアス久山とか粕屋農協辺りを拠点として巡回し、そこがターミナルというふうな形で検討願えれば、少しは考えが前に進むのではないかというふうに思っております。答弁は、今いただけなくて結構ですので、お考えの中に組み込んでいただければと思います。

宜しくお願いいたします。

終わります。

○副議長(阿高 紀幸) 以上をもちまして、議長の職を終了いたします。

ここで議長と交代いたします。

○議長(今泉 正敏) それでは、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午後1時46分

平成26年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月19日(採決)

平成26年 第4回 定例会 会議録

日時 平成26年12月19日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長谷 武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三浦 正	副 町 長	城戸 清壽
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大塚 哲雄
財 政 課 長	立花 博友	会 計 課 長	城戸 安行
まちづくり課長	松田 秀幹	税 務 課 長	吉村 英治
住 民 課 長	村嶋 茂則	健 康 課 長	黒瀬 英三
福祉環境課長	安河内 正邦	こども育成課長	井上 伸一
栗の子保育園長	萩尾 一男	産業観光課長	三明 祐治
都市整備課長	藤 博文	上下水道課長	石内 清之
学校教育課長	佐伯 和久	社会教育課長	阿部 正博

出席した議会事務局職員

局 長	清原 眞也	次 長	松岡 秀策
主 事	高濱 守央		

開会 午前 10時00分

○議長（今泉 正敏） おはようございます。

本日は全員出席で開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、12月15日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。発言内容を慎重に検討し、一部文言及び字句等の訂正を行っております。御協力ありがとうございました。以上、一般質問の内容についての報告いたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第66号、篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設常任委員長（松田 國守） はい。

報告をいたします。

議案第66号、篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10に規定する納税証明書の手数料について、長期にわたり据え置かれていた証明書発行手数料を物価や、人件費の上昇及び近隣自治体との均衡を勘案し、適正な料金とするため、本条例の一部改正について議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は納税証明書の交付手数料を現在の200円から300円に引き上げるものです。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上です。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第66号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第67号、篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設常任委員長（松田 國守） 報告をいたします。

議案第67号、篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、本町における印鑑・身分証明書等証明手数料、住民基本台帳の住民票に関する証明手数料及び世帯全員の住民票写手数料、戸籍附表の写し及び記載事項証明手数料、税に関する証明の課税に関する証明手数料及び資産に関する証明手数料を適正な価格に改定するため、本条例の一部改正について議会の議決を求められたものであります。

審査の中では1件当たりの処理に関する費用、減免の対象の確認等の質疑に対し、1件当たり330円超、減免に関して、本条文中に減免措置の条項が記載されていることの説明がありました。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 67 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 68 号、篠栗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生常任委員長（後藤 百合子） 報告いたします。

議案第 68 号、篠栗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）の一部が改正されたこと及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 108 号）が、平成 25 年 12 月 13 日に公布、翌 26 年 10 月 1 日に施行されたことに伴い、関係規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、また、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」が、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」と改正するものであります。

なお、本条例は公布の日から施行するものです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

終わります。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 68 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 69 号、篠栗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を

改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
後藤委員長。

○文教厚生常任委員長（後藤 百合子） 報告いたします。

議案第69号、篠栗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第108号）が、平成25年12月13日に公布、平成26年10月1日に施行されたことに伴い、関係規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改正するものです。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上です。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第69号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第70号、篠栗町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
後藤委員長。

○文教厚生常任委員長（後藤 百合子） 報告いたします。

議案第70号、篠栗町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、「中国残留邦人の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」が、平成25年12月13日、「中国残留邦人の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」に名称及び内容が改正され、平成26年10月1日から施行されたことに伴い、所要の規定を整備するに当たり、本条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、入居者の資格、第21条第2項第5号の一部を改め、改正法と同様に対象者を特定配偶者に明確化するものであります。

なお、この条例は公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

終わります。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第70号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第71号、篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生常任委員長（後藤 百合子） 報告いたします。

議案第71号、篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第365号）が、平成26年11月19日に公布され、平成27年1月1日から施行される

ことに伴い、出産育児一時金の支給額を改める必要が生じたため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、出産育児一時金 39 万円を 40 万 4,000 円に改めるものであります。

なお、この条例は平成 27 年 1 月 1 日から施行し、この条例の施行日前に出産した被保険者に係る篠栗町国民健康保険条例第 5 号の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

終わります。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 71 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 72 号、篠栗町自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する総務建設委員長からの報告は、会議規則第 75 条の規定により、配付のとおり、閉会中の継続審査とする申出書が提出されています。

お諮りします。

本案を委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の方は御起立願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第 72 号は、委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 8、議案第 73 号、篠栗町道路占用及び使用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設常任委員長（松田 國守） 報告をいたします。

議案第73号、篠栗町道路占用及び使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、本町における道路占用料等について、法令及び近隣自治体との均衡を図ることを目的に、篠栗町道路占用及び使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、道路占用料の改定、占用料の減免に係る要件の追加並びに占用料の還付及び罰則に係る新たな規定を定めるものです。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第73号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第74号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生常任委員長（後藤 百合子） 報告いたします。

議案第74号、篠栗町総合保健福祉センター指定管理者の指定について。

本議案は、篠栗町総合保健福祉センターの指定管理期間が平成27年3月31日で終了します。

引き続き、施設の管理及び運営の効果的かつ効率的に行うため、大成有楽不動産

株式会社を指定管理者に指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2号第6項の規定により議会の議決を求められたものであります。

指定管理の内容は、

1、公の施設名称及び位置 篠栗町総合保健福祉センター、篠栗町大字田中1番地1。

2、指定管理者となる団体の名称 大成有楽不動産株式会社 代表取締役社長 林 隆。

3、指定管理者となる団体の所在 東京都中央区京橋三丁目13番1号。

4、指定の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで。

また、指定管理者の選定については、「篠栗町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」に基づき指定管理者選定委員会に諮問され、3回の委員会を開催し、慎重な審議がなされた結果、大成有楽不動産株式会社が適任であるとの答申がなされております。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

以上でございます。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第74号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第75号、平成26年度篠栗町一般会計補正予算第6号についてを議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○予算特別委員長（後藤 百合子） 報告いたします。

議案第75号、平成26年度篠栗町一般会計補正予算第6号について。

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ6,024万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ96億5,544万9,000円とするものです。

歳入の主なものにつきましては、県支出金 児童福祉費負担金97万6,000円、地方交付税のうち普通交付税5,927万2,000円をそれぞれ増額補正するものです。

歳出の主なものにつきましては、人件費において296万円、総務費において公共施設耐震診断調査委託料1,823万1,000円、庁舎施設整備工事177万5,000円、情報システム変更委託料470万円、電話回線整備業務委託料149万4,000円、民生費においては、保育士等処遇改善事業補助金190万円、県補助金返還金21万7,000円、児童扶養手当システム変更委託料48万6,000円、教育費において、運動公園テニスコート整備工事3,348万円をそれぞれ増額補正し、公債費において、元金利子償還金499万5,000円を減額補正するものです。

繰越明許費においては、公共施設耐震診断調査委託料の限度額は1,823万1,000円、運動公園テニスコート整備事業の限度額を3,348万円と設定しております。

継続費においては、町有林保全事業の総額を1億5,914万9,000円から2億398万4,000円に変更されております。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

終わります。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第75号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第76号、平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算第5号についてを議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○予算特別委員長（後藤 百合子） 報告いたします。

議案第76号、平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算第5号について。

本議案は、既定の予算総額を歳入歳出それぞれ4,232万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ34億4,804万円とするものであります。

補正内容は、歳入予算では、一般被保険者国民健康保険税、現年度療養給付費等負担金、普通調整交付金等を4,232万4,000円追加補正するもので、歳出予算におきましては、一般被保険者高額療養費を追加補正するものが主なものでございます。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

終わります。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第76号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第77号、平成26年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算第3号についてを議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○予算特別委員長（後藤 百合子） 報告いたします。

議案第77号、平成26年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算第3号について。

本議案は、既定の予算第4条に定めた資本的収入及び支出の総額に資本的収入400万円を増額し、資本的収入の予算の総額を3億1,021万8,000円、資本的支出400万円を増額し、資本的支出の予算の総額を4億570万1,000円とするものであります。

補正予算の内容は、受益者負担金の増収及び公共汚水柵設置要望の増加による補正であります。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

終わります。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第77号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、陳情1号、祝日に各家庭に国旗の掲揚を求める陳情書を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設常任委員長（松田 國守） 報告をいたします。

陳情1号、祝日に各家庭に国旗の掲揚を求める陳情書。

本陳情は、篠栗町大字篠栗1732 平井滋伸氏から提出されたものであります。

なお、審査当日は説明のため、御本人が出席されています。

本陳情の主な内容は、国民の祝日は1年間に15日あるが、残念ながら、これまで私たちが大切にしてきた祝日の意義は薄れつつある。

篠栗町での祝祭日における国旗掲揚の現状は公的機関はともかく、一般家庭では、0.1から0.2%程度しかない。

私たち国民一人一人がそれぞれの祝日を持つ意味やメッセージを改めて考え、日本の将来を担う子供たちに祝日の意義をしっかりと伝えていくことこそ我々大人の責務だと思う。

というものです。

審査の中で、2の理由の文章中、「祝祭日に」が「祝日に」に改められております。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて採択することに決しております。

なお、委員会では、町全体で取り組むために、発議第4号「祝日に各家庭で国旗の掲揚を求める決議」を本定例会に提出いたします。

以上です。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論ございますので、まず反対討論のある方。

次に賛成討論のある方。

はい、5番、大楠英志議員。

○議員（大楠 英志） 議席番号5番、大楠英志でございます。

祝日に各家庭において国旗の掲揚を求める陳情に賛成討論をします。

国旗は国の象徴であるので、国民が国旗に誇りを持ち、取り扱いが丁重に、汚染しないよう気をつけます。日の丸は全ての生物の命の源である太陽を象ったものであり、白は清く穢れのない日本人の生き方を、赤は偽りのない真心を表し、円には、日本の国の永遠の繁栄を願う気持ちが込められていますと_____に記してあります。

対外的にはオリンピックなど、国際的スポーツなどの榮譽をたたえるための国旗の掲揚、飛行機、船舶など、国の印として、国旗を明示し、安全が確保されていま

か。

本案に対する委員長の報告は採択です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、陳情1号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

ここでお諮りいたします。

お手元に配付のとおり、総務建設委員長から、会議規則第14条第3項の規定により、発議第4号、祝日に各家庭で国旗の掲揚を求める決議が提出されております。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって発議第4号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、発議第4号、祝日に各家庭で国旗の掲揚を求める決議を議題といたします。

提案理由の説明を総務建設委員長に求めます。

松田委員長。

○総務建設常任委員長（松田 國守）

祝日に各家庭で国旗の掲揚を求める決議。

本定例会において、祝日に各家庭に国旗の掲揚を求める陳情書が提出され採択しました。

本陳情の主な内容は以下のとおりです。

現在、国民の祝日は1年に15日あります。残念ながら、これまで私たちが大切にしてきた祝日の意義が今日では、薄れつつあります。篠栗町の祝日における国旗掲揚の現状は公的機関はともかく、一般家庭で0.1～0.2%しかありません。

私たち国民一人一人がそれぞれの祝日が持つ意味やメッセージを改めて考え、日本の将来を担う子供たちに祝日の意味をしっかりと伝えていくことが我々大人の責務であると考えます。

以上のことにより、祝日に各家庭に国旗掲揚を求めることをここに決議し、町としても、国旗掲揚を啓発推進されるよう要請します。

平成26年12月19日、篠栗町議会。篠栗町長 三浦正殿。

以上です。

○議長（今泉 正敏） 今試行錯誤しながら、タブレットで会議を進めていますので、お手元のタブレットにありますように、発議4号を朗読されたということによろしいですか。皆さんのところに配布はあっていると思いますので、最初のががみの分は朗読されて、今の提案理由がありましたので、その旨よろしくお願いたします。

ただいま、提案理由の説明を受けました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

発議第4号について、本案に賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第14、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

総務建設・文教厚生各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。

総務建設・文教厚生両委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって総務建設・文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで町長、何か発言することがありましたら、許可いたします。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 平成26年第4回定例会の閉会に当たりまして、御挨拶申し上げます。

長期間にわたる御審議まことにありがとうございました。

上程いたしました12議案のうち、継続審査となりました議案第72号を除く11議案を可決いただきましたことに感謝いたします。

継続審査となりました議案第72号は、篠栗町自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございました。

篠栗駅北側の立体駐車場の運営に関し、これまで駐車時間3時間以内の駐車料無料の取り扱いを改めて、1時間以内とすることを提案したものでございます。

所管委員会では、委員の皆様の御意見を多くいただく中で、無料時間の範囲の縮小については、クリエイト篠栗のサークル利用者等の利便性や無料時間の縮小に伴う駐車分散化によるオアシス篠栗や図書館利用者への影響など、もう少し検討の余地があるのではないかという意見から、継続審査となりました。

今後、執行部といたしましても、総務建設委員会が出された意見について十分検討を加え、さらに、説明を重ねてまいりたいと考えております。

また、先ほど議員発議第4号において、祝日に各家庭に国旗の掲揚を求める決議が可決されました。私もこの決議に全面的に支持する国民の1人でございます。

本来であれば、議会での決議でございますので、議会広報での発信がルールでございましょうが、お許しをいただいて節目の平成27年1月号広報ささぐりに決議の内容を合わせて国旗掲揚の啓発に努めるための掲載をしたいと考えております。また、篠栗町ホームページにもあわせて啓発についての記事を載せまして、広く町民の皆さんにお知らせしたいと考えます。

さて本定例会期間中、12月14日に投開票された第47回衆議院総選挙におきまして、与党が定数の3分の2を上回る325議席を獲得いたしました。最大の争点となった安倍政権の経済政策、アベノミクスなどの信任が得られたとして、12月24日に第3次安倍内閣が発足する予定と聞いております。

今後の安倍内閣のもう一つの大きな政策の柱は、地方創生であります。今後日本は待ったなしの高齢化社会に突入いたします。日本で1番元気がいいと言われる福岡都市圏、それを支えている我が糟屋郡においても同様でございます。今後、生まれてくる子供たちに大きな負担となることのないよう我々自身が、我が町の我が地域のそして我が国の方向性をしっかり示して行動していかないと、流れに任せた行

政運営では取り返しのつかない事態に陥らないとも限りません。

開会挨拶でも申し上げたとおり、11月21日の衆議院解散直前に地方創生の柱となるまち・ひと・しごと創生法案が成立し、年明けからさまざまな動きがスタートいたします。

篠栗町でも、まち・ひと・しごと創生法案第10条に掲げる市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に向けて検討に入りましたが、平成27年は、篠栗町地方創成元年として諸課題に取り組んでまいりたいと考えます。

こうした国全体の流れの本流にしっかり竿を指して、篠栗町の個性を背伸びせずに着実に創造し、発揮していくことこそ、これからの我が町の目指す姿であろうと思っております。職員全員一致団結して、我が町篠栗町のために精いっぱい努力してまいり所存でございます。議会の皆様におかれましては、さらなる御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

ことしも残すところ10日余りでございます。

どうぞ来年も皆様にとってよい年となりますよう祈念申し上げまして、平成26年第4回定例会閉会の挨拶といたします。

ことし1年どうもありがとうございました。

○議長（今泉 正敏） 以上で本日の会議を閉じます。

これもちまして、平成26年第4回篠栗町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前 10時48分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

今泉 正敏

篠栗町議会議員

大楠 英志

篠栗町議会議員

草場 謙次
